

第2次 秋田市文化振興ビジョン



目 次

I	はじめに	
1	本市文化を取り巻く状況	1
2	文化行政の変遷	5
3	本市文化振興における課題と強み	11
II	第2次秋田市文化振興ビジョンについて	
1	策定の目的	17
2	秋田市文化振興ビジョンの位置付け	17
3	第1次秋田市文化振興ビジョンの検証と新型コロナウイルスの影響	18
4	計画期間と構成	20
5	成果指標の考え方	21
III	基本方針	22
IV	目標	22
V	市の役割	23
VI	重点施策と取組	
	重点施策1 文化・芸術活動の充実	24
	重点施策2 文化・芸術活動のための環境の整備	26
	重点施策3 文化財の保存と活用の推進	28
	重点施策4 文化による都市の魅力向上	30
VII	年度事業計画	32
VIII	参考資料	
1	秋田市文化振興ビジョン体系図	33
2	文化芸術基本法と第2次秋田市文化振興ビジョン	34
3	各施設の概要	37
4	条例等	45

I はじめに

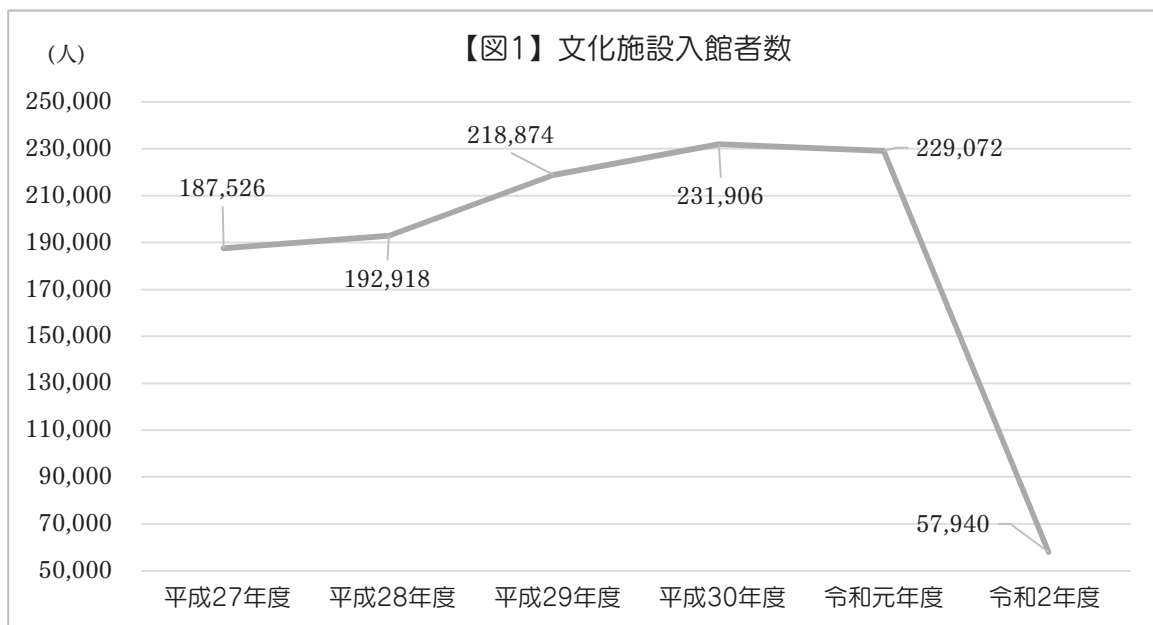
秋田市文化振興ビジョンは、市政推進の基本方針「秋田市総合計画」のもと、本市の文化振興の基本的な方針や重点施策を掲げ、具体的な成果を上げるために定めるものです。

「はじめに」は、令和4年4月から令和9年3月までの5年間を計画期間とする第2次秋田市文化振興ビジョンが、本市文化を取り巻く状況をどのように捉え、策定されたのかを広く市民や文化団体と共有し、本市の文化振興施策を推進するため、本市や国における文化振興施策について現状を含めて振り返り、まとめたものです。

1 本市文化を取り巻く状況

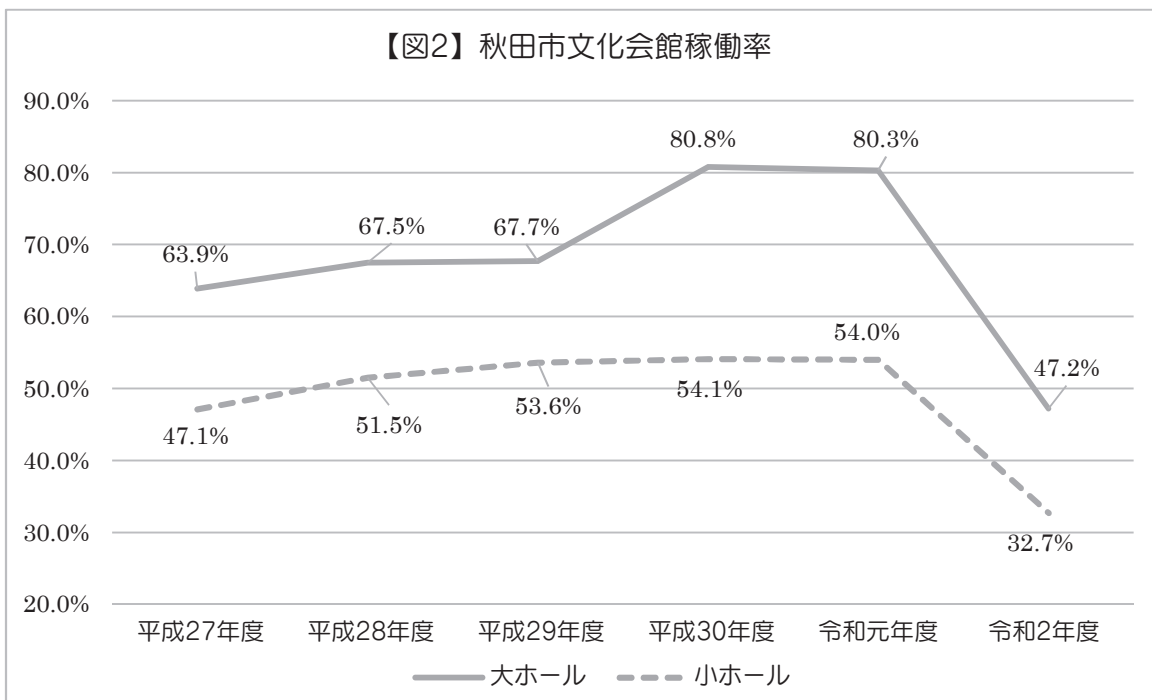
令和2年1月に国内で初めての感染が確認された新型コロナウイルス感染症は、未だに収束の目処が立っておらず、ソーシャルディスタンスやマスクの着用、3密の回避等の新たな生活様式への転換、移動の制約等により、市民生活や企業活動は、大きな影響を受けています。

この影響は、本市文化行政および市民や文化団体等の文化活動にも顕著にみられ、文化の発信や交流の拠点である文化施設の入館者数は、過去最多であった令和元年度の約4分の1まで減少しています。

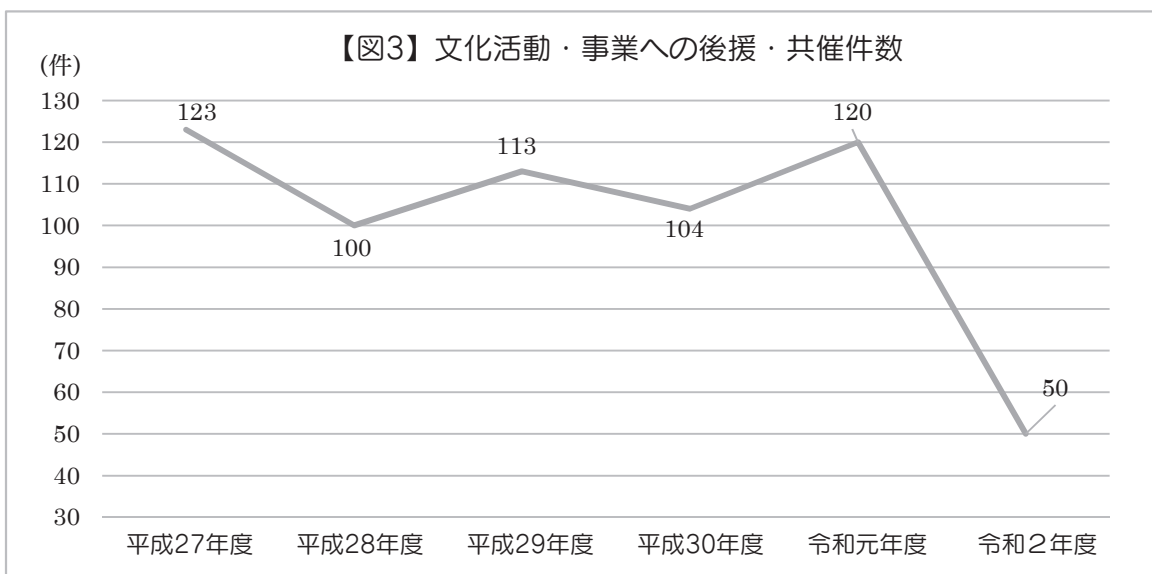


〔文化施設〕千秋美術館、赤れんが郷土館、民俗芸能伝承館、旧金子家住宅、佐竹史料館、久保田城御隅櫓、旧黒澤家住宅、秋田城跡歴史資料館、如斯亭庭園(H29～)

同様に、文化会館の稼働率や文化事業に対する後援数も減少しており、コロナによる影響は、文化団体等による文化活動にも及んでいることが窺えます。



【注】平成30年度は秋田県民会館の閉館が増加の主な要因



感染症の影響を詳細に把握するため、一般社団法人秋田市文化団体連盟^{※1}に加盟している文化団体（70 団体）や秋田市文化団体等緊急支援補助金^{※2}の申請団体（18 団体）に対してアンケート調査を行い、58 団体から回答を得ました。

その結果は、「日常的な活動に影響がある」、「（イベント等の）企画事業に影響がある」がいずれも 51 件（87.9%）、「企画事業を中止・延期・縮小した」という回答が 56 件（96.6%）、「活動するにあたり不安に思うこと」としては、「メンバー・参加者の減少」が 31 件（53.4%）、「コロナ対策の方法」が 13 件（22.4%）というものでした。また、具体的に寄せられた意見を見ても、文化団体の窮状を窺うことができます。

※1 秋田市における芸術文化団体の自主的活動の強化促進を図り、芸術文化の普及振興と市民の文化の高揚に努め、もって秋田市の文化の向上と発展に寄与することを目的として設立された団体

※2 新型コロナウイルス感染症の影響により中止又は延期をした文化事業において、開催準備のために支出した経費を支援した事業

〈活動への影響や今後不安なこととして寄せられた意見（一部）〉

- ・見通しがたたない状況であり、不安の毎日です。
- ・全ての活動に於いて、縮小傾向にならざるを得ない。
- ・当面の間、新型コロナウイルスを考慮して活動しなければいけないのでしょうか。果たしていつまで続けなければいけないのか、大変不安に思います。
- ・殆どの展示が自粛されている現状である。観客を呼ぶことは失礼に思う。意欲が湧かない。
- ・全員が一斉に飲む茶席は三密の極みの中に有り、今後はワクチンの良いのが発明されない限り、茶道の世界は消滅の中に有る様に思う時が有ります。

人口減少や少子高齢化、それに伴う社会構造の変化も本市文化に大きな影響を与えています。本市の人口は、2002年（平成14年）の約337千人（旧河辺町、旧雄和町を含む）をピークに減少に転じ、2020年（令和2年）には約307千人、2045年（令和27年）には約249千人と推計されています。

人口減少対策の推進により、2018年（平成30年）3月の国立社会保障・人口問題研究所による推計2045年（令和27年）約226千人よりも減少は抑えられているものの、2020年（令和2年）よりも約58千人減少すると推計されています。

【表1】本市の人口とその推計

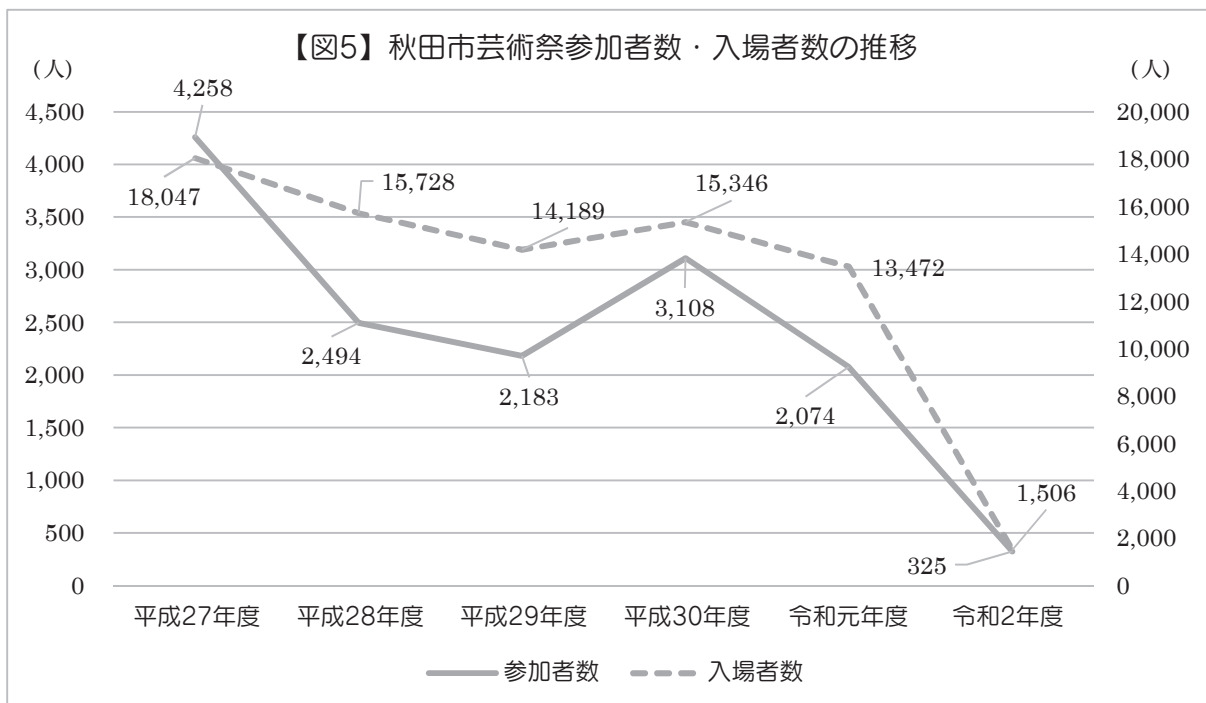
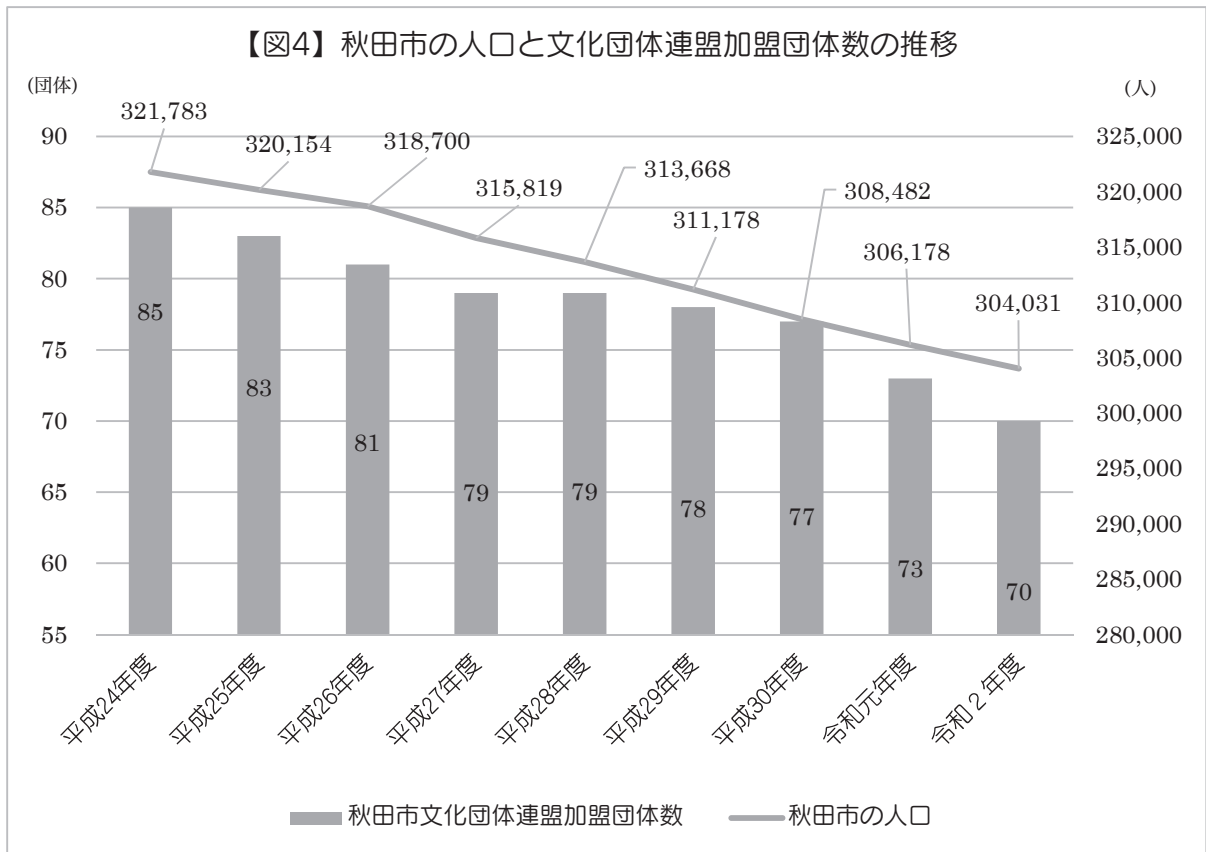
	2002年（平成14年）	2020年（令和2年）	2045年（令和27年）
～14歳	46,545人（13.8%）	32,809人（10.9%）	32,494人（13.0%）
15～64歳	225,140人（66.8%）	172,755人（57.3%）	117,454人（47.2%）
65歳～	65,480人（19.4%）	95,949人（31.8%）	99,091人（39.8%）
全体	337,246人	307,672人	249,039人

[注] 2002年：秋田県年齢別人口流動調査（年齢不詳81人は年齢別には含みません）
2020年：令和2年度国勢調査人口等基本集計（年齢不詳6,159人は年齢別には含みません）
2045年：秋田市人口ビジョン（令和3年3月）

都市基盤の面では、2016年度（平成28年度）に策定した「秋田市公共施設等総合管理計画」^{※3}の推計によると、公共施設の更新費用が2055年度（令和37年度）までの間、年平均約174億円となっているほか、道路や上下水道の維持管理、学校配置の適正化等、人口減少、少子高齢化が継続的に様々な分野に影響を与えていくことが確実な状況となっています。

人口減少や少子高齢化は、本市の文化にも大きく影響を与えるものであり、本市の文化振興を支える秋田市文化団体連盟の加盟団体数や市民文化の発表・鑑賞の機会である秋田市芸術祭の参加者数・入場者数の減少からも見るすることができます。

※3 公共施設等の総合かつ計画的な管理を推進することで、市民ニーズへ適切に対応するとともに、将来負担の軽減を図ることを目的として策定された計画（計画期間：平成29年度から令和8年度までの10年間）



[注] 平成30年度：秋田市民合唱連盟創立55周年にあたり、記念大会として2日間開催したことが参加者・入場者数増加の主な要因
 令和2年度：新型コロナウイルス感染症の影響により、12事業中9事業が中止となった

2 文化行政の変遷

我が国では、戦前の文化施策がナショナリズムに利用された面があったため、行政が文化に関わることへの抵抗感があったことや、戦後復興期において文化芸術は「ぜいたく」として見られ、物質的な豊かさを優先する施策が中心となっていました。

1968年（昭和43年）に文部科学省文化局と文化財保護委員会が統合して文化庁が設置され、1970年代になると、社会の変化から「モノの豊かさからココロの豊かさ」を求める傾向が高まり、1970年代後半から1980年代前半にかけては、「行政の文化化」が頻繁に議論されるテーマとなりました。その内容は、「行政は施策課題として文化に取り組むべき」ということと、「行政施策全般に文化の視点を取り入れるべき」という大きな2つの意味において行政の文化化が議論され、具体的な施策より理念的な側面が強いものでした。

1980年代前半は約2,000億円～2,500億円で推移していた地方公共団体の文化関係予算は、1980年代後半から始まったバブル景気により急激な増加を見せており、1993年（平成5年）にはピークの約9,553億円となっています。その多くが文化施設の建設費（1993年：約5,879億円）でした。

この間、本市においても、1980年（昭和55年）に開館した秋田市文化会館（総工費：約35億6,450万円）、1989年（平成元年）開館の久保田城御隅櫓（総工費：約1億8,000万円）や千秋美術館（総工費：約14億8,600万円）、1992年（平成4年）開館の民俗芸能伝承館（総工費：約7億9,200万円）等、様々な文化施設が整備されております。バブル崩壊後は、2016年（平成28年）に開館した秋田城跡歴史資料館まで、新たな文化施設の整備は行われませんでした。

バブルの崩壊とともに文化施設の整備を中心とした文化関係予算は急激に減少することとなり、こうした動きと合わせて文化施設の整備というハード中心の文化施策から転換が図られることとなります。

国は、2001年（平成13年）に文化芸術振興基本法を制定し、同年文化芸術の振興に関する基本的な方針を示し、6つの重点戦略を掲げています。

[文化芸術の振興に関する基本的な方針における重点施策]

- ① 文化芸術活動に対する効果的な支援
- ② 文化芸術を創造し、支える人材の充実
- ③ 子どもや若者を対象とした文化芸術振興策の充実
- ④ 文化芸術の次世代への確実な伝承
- ⑤ 文化芸術の地域振興、観光・産業振興等への活用
- ⑥ 文化発信・国際文化交流の充実

2002年（平成14年）には、世界水準の芸術家、世界に羽ばたく新進芸術家、感受性豊かな子どもたちの育成を総合的に行うことを目的として、それまでの施策を再構築した文化芸術創造プランを策定する等、文化芸術に対する支援の充実が図られることとなります。その後、瀬戸内国際芸術祭^{※4}等、全国各地において芸術祭やアートプロジェクトが行われていくこととなります。

また、産業構造の変化により都市の空洞化や荒廃が問題となる中、ヨーロッパ等では、文化芸術の持つ創造性をいかした産業振興や地域活性化の取り組みが行政や文化団体、大学、民間事業者、市民等が連携し進められてきたことや、ユネスコが2004年（平成16年）に「創造都市ネットワーク」事業を開始したことを踏まえ、文化芸術の持つ創造性を地域振興、観光・産業振興等に活用し、地域課題の解決に取り組む自治体を「文化芸術創造都市」として支援していくこととなります。

2011年（平成23年）、国では「文化芸術の振興に関する基本的な方針（第3次基本方針）」を閣議決定し、「諸外国のアーツカウンシル^{※5}に相当する新たな仕組みを導入する」ことを重点施策に盛り込みました。その後、2015年（平成27年）には、同方針（第4次基本方針）において、文化芸術への支援策をより有効に機能させるための日本版アーツカウンシルの本格導入について明記されました。こうした国の動きに合わせ、地方公共団体（横浜、沖縄、東京、大阪等）でもアーツカウンシルの設置が進み、文化芸術活動への支援や文化団体・民間団体との連携事業、人材育成等、様々な取組が行われていくこととなります。

そして、2017年（平成29年）には、文化芸術振興基本法が改正され、「文化芸術の固有の意義と価値を尊重しつつ、文化芸術そのものの振興にとどまらず、観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業、その他の関連分野における施策との有機的な連携を図る」こと等を新たに盛り込んだ文化芸術基本法として施行され、地方公共団体にとっては、国の文化芸術推進基本計画を参酌し、その地方の実情に即した文化芸術の推進に関する計画（地方文化芸術推進基本計画）を定めるよう努めることとされました。

【文化芸術推進基本計画における重点施策】

- ① 文化芸術の創造・発展・継承と豊かな文化芸術教育の充実
- ② 文化芸術に対する効果的な投資とイノベーションの実現
- ③ 国際文化交流・協力の推進と文化芸術を通じた相互理解・国家ブランディングへの貢献
- ④ 多様な価値観の形成と包摂的環境の推進による社会的価値の醸成
- ⑤ 多様で高い能力を有する専門的人材の確保・育成
- ⑥ 地域の連携・協働を推進するプラットフォームの形成

※4 瀬戸内海の島々を舞台に3年に一度開催される現代アートの国際芸術祭。2010年に第1回が開催され、毎回約100万人が来場している。

※5 専門家による事業助成や助言、評価、調査研究等の機能を有する組織。地域によって仕組みに特色がある。

本市は、市町村では、1974年度（昭和49年度）の釧路市に続き、1982年度（昭和57年度）に文化振興に関する条例「秋田市文化振興条例」を制定し、市民の文化の育成と向上を図り、本市の文化の振興に資することを目的とし、市民および市の役割を定める等、文化振興の大きな考え方、方向性を示しています。

同条例では、文化振興に関する基本的施策に係る方針（文化振興基本方針）を定めることとしており、「秋田市教育ビジョン」の「文化振興部門」として、本市教育の目指すべき方向を明確にし、教育をとりまく状況の変化を踏まえた施策を反映させながら、本市教育をより一層充実させることをねらいとした教育ビジョンの大きな方針のもと、文化振興に係る基本方針や重点施策等を掲げました。

2013年（平成25年）4月から2018年（平成30年）3月までの5年間を計画期間とする秋田市教育ビジョンでは、文化振興部門において、①文化・芸術活動の充実、②文化財の保存と活用の推進、③文化施設の充実、を重点施策の大きな柱として掲げています。「文化・芸術活動」に関しては担い手育成や活動の支援、顕彰、「文化財」に関しては、指定と保存・保護、整備、活用、歴史資料・先覚者資料の収集、そして「文化施設の充実」では文化施設の整備と利活用の促進、施設間の連携の充実に取り組んできました。

この間、国では、文化芸術の持つ創造性を地域振興、観光・産業振興等に活用し、地域課題の解決に取り組む自治体を「文化芸術創造都市」として支援する等、文化芸術によるまちづくりに関する新たな動きが見られ、本市においても、老朽化した市文化会館の建て替えや旧県立美術館の活用検討、芸術文化ゾーンの形成（充実）等、文化芸術をいかしたまちづくりの新たな動きが見られるようになります。

2014年（平成26年）には、「第29回国民文化祭・あきた2014」を開催し、豊かな歴史や伝統文化、先人の優れた業績、活発な市民の文化活動等、本市の文化の魅力を再発見する機会となり、地域資源としての文化への期待が高まりました。

2016年（平成28年）には、第13次秋田市総合計画のスタートと同時に、観光や芸術・文化、スポーツ、にぎわい創出等、都市の魅力向上に関する施策を一元的に掌握し、様々な地域資源を有機的に結びつけた事業展開により、交流人口の拡大等を図るため「観光文化スポーツ部」を新設します。

それまで教育委員会に設置されていた「文化振興室」を市長部局に移管し「文化振興課」として新たにスタートすることになり、それまで教育ビジョンの1つの部門として掲げられていた文化振興基本方針は、平成29年3月、新たに秋田市文化振興ビジョンとして策定され、秋田市総合計画の部門別計画として位置付けられることとなりました。

秋田市教育ビジョン（文化振興部門）において、前述の3つの重点施策（①文化・芸術活動の充実、②文化財の保存と活用の推進、③文化施設の充実）を掲げて取り組む中、「第29回国民文化祭・あきた2014」が開催され、また、「東京オリンピック・パラリンピック」

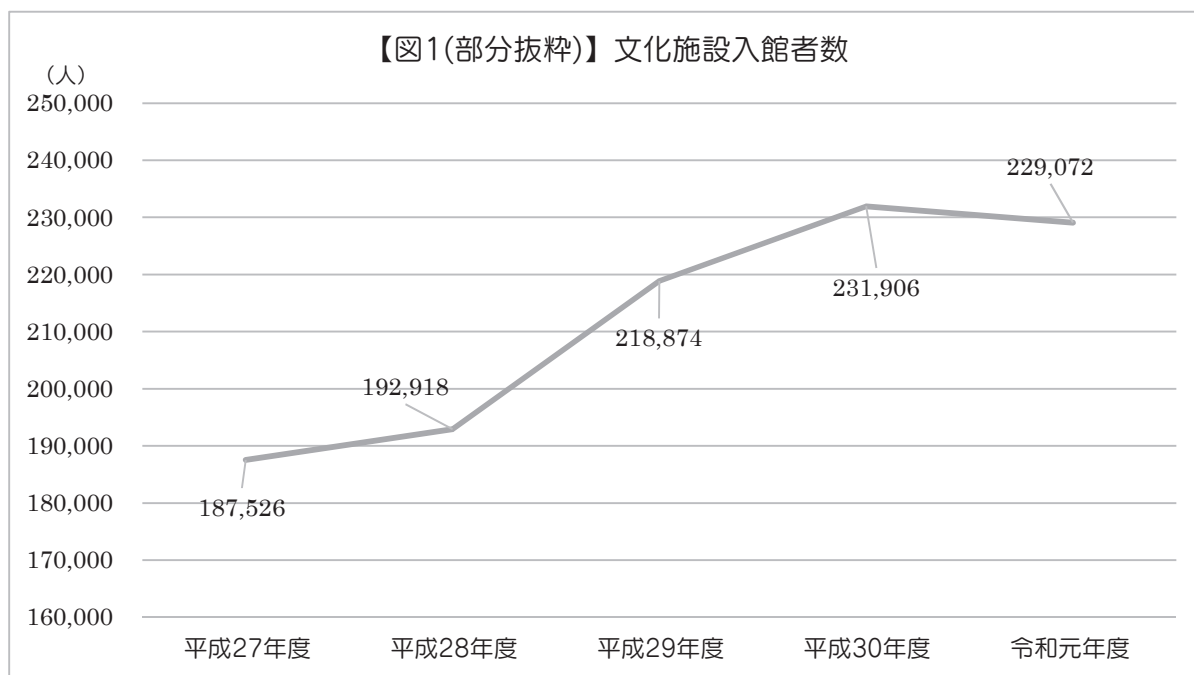
に向けた機運の高まり等から、文化をいかしたまちづくり、都市の魅力向上への取り組み強化の方向性が見出されました。

このため、第1次秋田市文化振興ビジョンでは、新たに観光やまちづくり等の視点を取り入れ、①文化・芸術活動の充実、②文化・芸術活動のための環境の整備、③文化財の保存と活用の推進、④文化による都市の魅力向上、を重点施策に掲げています。

【表2】秋田市教育ビジョンと秋田市文化振興ビジョンの重点施策

秋田市教育ビジョン（文化振興部門） （平成25年4月～平成29年3月） 【重点施策】	第1次秋田市文化振興ビジョン （平成29年4月～令和4年3月） 【重点施策】
①文化・芸術活動の充実 ②文化財の保存と活用の推進 ③文化施設の充実	①文化・芸術活動の充実 ②文化・芸術活動のための環境の整備 ③文化財の保存と活用の推進 ④文化による都市の魅力向上

この大きな転換は、2017年（平成29年）6月の文化芸術振興基本法の改正に先立ち、文化振興施策と観光やまちづくり等の関係分野との連携体制を整えたことになり、その取り組みの効果は2016年度（平成28年度）以降の文化施設の入館者数の堅調な伸びにも見ることができます。2016年度（平成28年度）は約193千人であった入館者数が、2017年度（平成29年度）には約219千人（如斯亭庭園^{※6}の来園者を除くと約214千人）、2018年度（平成30年度）には約232千人（同約225千人）となっています。



〔文化施設〕千秋美術館、赤れんが郷土館、民俗芸能伝承館、旧金子家住宅、佐竹史料館、久保田城御隅櫓、旧黒澤家住宅、秋田城跡歴史資料館、如斯亭庭園(H29～)

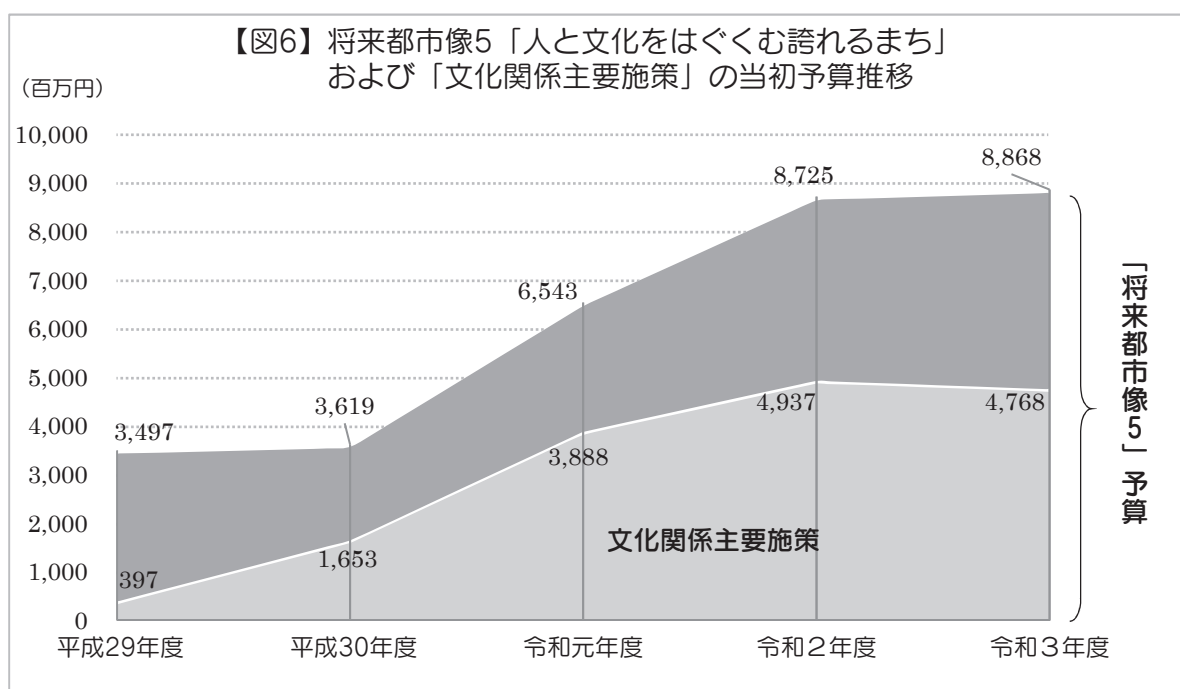
※6 秋田藩9代藩主佐竹義和（よしまさ）によって整備され、「東北では無二の名園」とも表された庭園で、平成29年10月21日に開園した。

文化芸術基本法では、地方においても文化芸術に関する計画（地方文化芸術推進基本計画）を定めるよう努めることとされています。本市では、秋田市文化振興ビジョンが当該計画に相当するものであり、この場合、国の文化芸術推進基本計画を参酌して定める必要があります。

国の文化芸術推進基本計画では、これまでの文化芸術そのものの振興にとどまらず、観光やまちづくり、国際交流、福祉、教育、産業、その他の関連分野における施策との有機的な連携を図ること等を新たな方針として加え、芸術、メディア芸術、伝統芸能、生活文化、国民娯楽、文化財等、幅広く文化芸術を捉えつつ、文化芸術の創造・発展・継承と豊かな文化芸術教育の充実等、6つの戦略を掲げ、取り組むこととしています。

第1次秋田市文化振興ビジョンは、観光やまちづくり、教育の視点等を取り込んでおり、また、創造・発展・継承や地域との連携・協働等の考え方についても本市の実情に即した形で重点施策等に掲げられています。文化芸術に対する効果的な投資や多様な価値観の形成、人材の確保・育成等については、明確に重点施策として掲げるまでには至っていないものの、要素は盛り込まれています。

本市の文化施策は、秋田市総合計画の将来都市像5「人と文化をはぐくむ誇れるまち」に位置付けられています。将来都市像5の予算額は、令和3年度当初予算で約8,868百万円となっており、そのうち、文化関係の主要施策として掲げている事業の予算額は約4,768百万円となっています。市の全体予算（一般会計）約136,850百万円に占める割合は、将来都市像5が約6.48%、文化関係主要施策は約3.48%となっています。直近5年間の推移は、次のとおりです。近年、増加しているのは、秋田市文化創造館やあきた芸術劇場等、文化施設の整備に伴うものです。



文化庁では、統計・調査研究等として、「地方における文化行政の状況」をまとめ、発表しています。本資料は、本市の集計区分と異なるため金額は【図6】と合致しないものですが、各自治体の情報を統一的に集計した資料であることから、本資料を用いて本市と他都市との比較を行うと以下のようになります。

【表3】文化関係経費に関する他都市比較（令和元年度）

（単位：千円）

自治体名	歳出総額 (A)	全 体 (B)					歳出総額に 占める 文化関係 経費 (B / A)
			芸術文化 事業費	文化施設 経費	文化施設 建設費	文化財 保護経費	
青森市	125,315,169	328,521	46,624	276,337	0	5,560	0.262%
八戸市	106,808,670	1,798,101	35,952	422,759	958,132	381,258	1.683%
盛岡市	115,998,661	610,461	37,339	500,503	0	72,619	0.526%
秋田市	134,804,136	2,186,751	146,583	435,369	1,430,099	174,700	1.622%
山形市	98,187,145	661,262	271,178	299,077	0	91,007	0.673%
福島市	119,718,262	434,690	76,995	120,371	0	237,324	0.363%
郡山市	136,047,622	530,762	158,771	309,511	0	62,480	0.390%
いわき市	156,628,108	2,419,347	284,824	852,282	972,449	309,792	1.545%

[歳出総額] 中核市市長会の資料を用いています。

本市や八戸市、いわき市から文化施設建設費を除いた場合、歳出総額に占める文化関係経費の割合は、本市が約 0.561%、八戸市が約 0.786%、いわき市が約 0.924% となります。

3 本市文化振興における課題と強み

本市文化の振興において、人口減少・少子高齢化や社会構造の変化、持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現に向けたSDGs^{※7}の取組等、大きな流れの中で、これまで培ってきた文化や伝統をどのように未来につないでいくのか、さらには新たな文化や価値をどのように創造していくのかということが最も重要な課題です。また、新型コロナウイルス感染症がさらに深刻な影響を与えており、ウィズコロナ、アフターコロナを見据えた文化振興が課題となっています。

一方、本市には長い歴史の中で育まれてきた貴重な文化財が数多く残っています。秋田県内に所在する国・県指定の文化財（538件）の約25.5%（137件）が秋田市に所在しており、本市の大きな強みとすることができます。また、本市の指定文化財等の推移は、文化財保護法の施行や県・市の文化財保護条例の制定、法改正による登録制度創設等もあり増加を続け、令和3年3月31日時点で340件であり、東北の県庁所在地および中核市の中で最も件数が多くなっています。

【表4】秋田県に所在する文化財（分類別）

※令和3年5月1日時点

	有形文化財							無形文化財	民俗文化財		記念物			計
	建造物	絵画	彫刻	工芸	古文書・書跡	考古資料	歴史資料		有形民俗	無形民俗	史跡	名勝	天然記念物	
国	27	4	1	2	1	3	1	0	6	17	13	6	27	108
県	25	30	54	65	32	58	22	0	14	47	40	3	40	430
計	52	34	55	67	33	61	23	0	20	64	53	9	67	538

【表5】本市に所在する文化財（分類別）

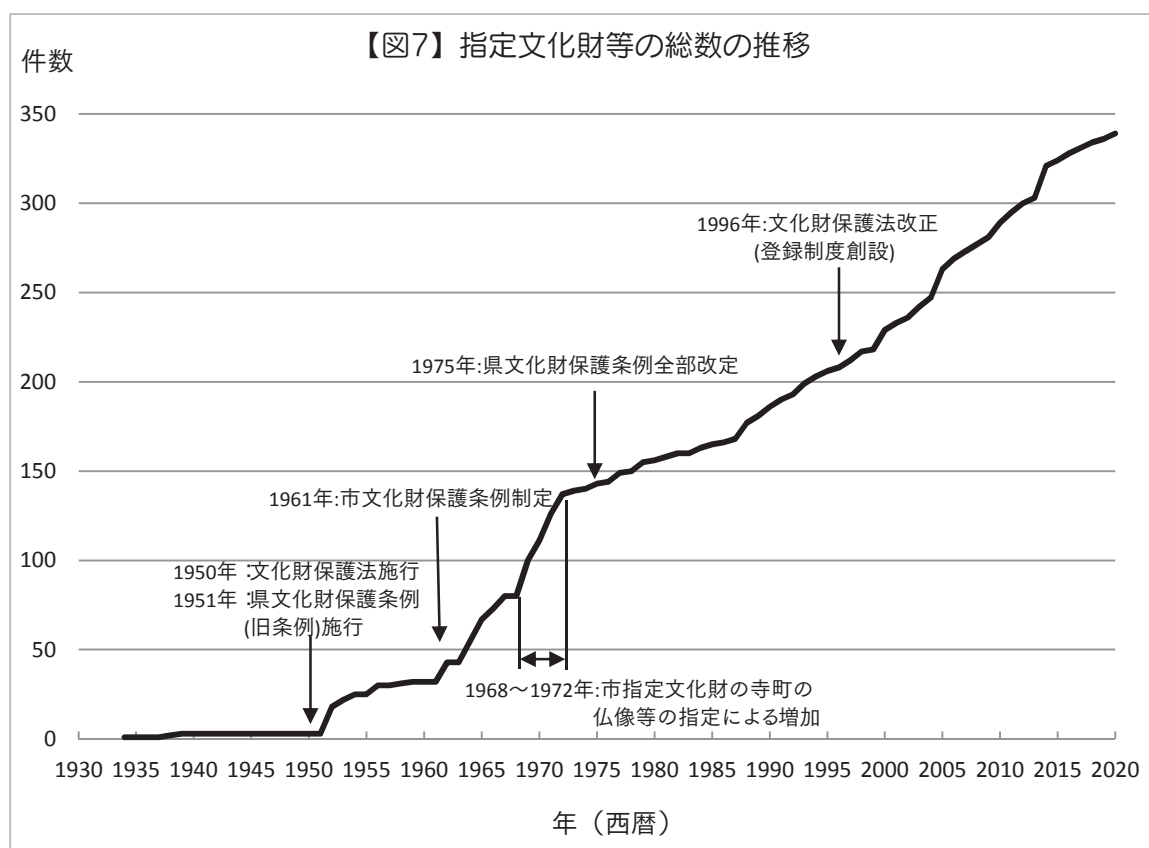
※令和3年3月31日時点

	有形文化財							無形文化財	民俗文化財		記念物			計
	建造物	絵画	彫刻	工芸	古文書・書跡	考古資料	歴史資料		有形民俗	無形民俗	史跡	名勝	天然記念物	
国	8	0	1	0	1	2	1	0	2	3	3	1	1	23
県	3	13	10	27	19	20	10	0	4	2	5	0	1	114
市	8	16	19	21	23	13	19	2	7	11	8	2	11	160
計	19	29	30	48	43	35	30	2	13	16	16	3	13	297

※7 Sustainable Development Goals の略。2030年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標で、17のゴールと169のターゲットから構成されています。

【表6】本市の指定文化財等の推移

累積	1930年代	1940年代	1950年代	1960年代	1970年代	1980年代	1990年代	2000年代	2010年代	2020年代
国	3	3	4	6	10	14	19	22	22	22
県	0	0	28	44	54	65	74	85	112	114
市	0	0	0	50	91	102	125	142	159	160
登録	0	0	0	0	0	0	0	32	43	43



国指定重要無形民俗文化財で、国内外から年間約 130 万人が訪れる東北三大祭りの一つである「秋田の竿燈」や、同じく国指定重要無形民俗文化財で、ユネスコ無形文化遺産にも登録され、年間約 30 万人が訪れる秋田を代表する祭りである「土崎神明社祭の曳山行事」は、本市ならではの文化財として保存継承され、地域活性化や観光振興にもいかされております。このほか、無形民俗文化財には、県指定の「秋田万歳」、市指定の「黒川番楽」や「山谷番楽」（いずれも最も古い昭和 42 年に指定）、「三皇熊野神社の獅子舞行事」（最も新しい令和 3 年に指定）等、先人達の生活の中で生まれ、今日まで育まれてきた貴重な財産があります。

また、国指定重要文化財である「旧秋田銀行本店本館」や「旧秋田藩主佐竹氏別邸（如斯亭）庭園」、市指定有形文化財である「旧金子家住宅」や「御物頭御番所」等、多くの文化財が文化施設等として活用されているほか、登録文化財である「旧大島商会店舗」を移築再現し観光案内所として活用しています。また、民間所有である「天徳寺」も保存修理工事過程を広く市民に公開する等、文化財としての価値を伝え、いかす取組をしています。

平成 30 年 3 月の千秋公園再整備基本計画^{※8}の改定にあたり来園目的を調査したところ、県内からの来園者は、散策やウォーキング、花や緑、自然を楽しむことが多かったのに対し、県外からの来園者は歴史的な建物等の見学が多くなっています。久保田城跡であり、郷土の歴史を佐竹氏を通して伝える佐竹史料館が設置される等、本市の歴史を知り、親しむ貴重な場ですが、市民・県民にとっては歴史を探訪するエリアとはなっていないことがわかります。千秋公園の歴史や文化財に思いを致すことで、散策やウォーキング等も魅力が増し、さらには郷土の大切さ、郷土愛を育むことにもつながることが期待できます。

市民が、郷土の歴史や優れた文化・芸術に触れ、心に豊かさやうるおいを与える美術館や博物館等の充実は、市民が感性を磨き、創造力を育むためにも重要です。本市内にある美術館や博物館等の数は 17 か所となっており、中核市平均の 10 か所を上回り、中核市 62 市のうち 7 番目に多い数となっています（令和 3 年 3 月時点）。

【表 7】本市の博物館等の数

※令和 3 年 3 月時点

市名	項目	博物館等数				
		総合	科学	歴史	美術	その他
金沢市	36	0	0	23	13	0
長崎市	28	1	0	21	5	1
松本市	27	1	5	14	6	1
下関市	20	0	2	16	1	1
豊田市	19	0	2	13	3	1
倉敷市	18	0	3	13	2	0
秋田市	17	1	2	9	3	2
水戸市	16	1	1	10	3	1
宇都宮市	16	1	1	8	4	2
福井市	16	0	1	10	4	1
西宮市	16	5	1	5	4	1
青森市	12	1	0	6	3	2
山形市	8	1	0	5	1	1
福島市	6	1	0	3	1	1

※ 8 千秋公園について、久保田城および千秋公園の歴史と自然環境をいかすとともに、誰もが利用しやすい公園づくりをすることにより、市民の憩いの場や誰もが楽しめるにぎわい空間の形成を目指して策定された計画

入館者数を見てみると、令和元年度は、秋田県立美術館には11万3千人、千秋美術館には約4万3千人となっており、千秋美術館を含む市の文化施設には約23万人が来館しました。こうした美術館や博物館等も本市ならではの強みとなっています。

一般社団法人秋田市文化団体連盟が主催する「秋田市芸術祭」^{※9}には、例年2,000人以上が参加、13,000人以上が来場しているほか、日本画・洋画・書道等、7部門で構成される県内最大規模の公募美術展「秋田県美術展覧会」には、1,500点を超える出展と4,000人を超える方が来場しています。また、茶道各流派が集い毎年6月に千秋公園を会場に行われる「千秋茶会」には、例年2,000人以上の方が久保田城跡の新緑のもと茶の湯を楽しんでいます。様々な文化芸術の分野において、市民や文化団体等が主体的に活動していること、多くの市民が文化に親しんでいること、そして「秋田市の文化を育てる市民の会」^{※10}「青少年音楽の家」^{※11}、市民や文化団体等の文化活動を市民自らが支援する団体が存在することも、本市文化の基盤の厚さを物語るものと言えます。

本市には、まちづくりへの貢献を基本理念に掲げる秋田公立美術大学が2013年（平成25年）に開学しており、地域の歴史的な文化資源の調査・研究を通して、その再評価の中から新たな芸術表現を探求する「アーツ&ルーツ専攻」や、秋田の文化資源を背景に、人と人との豊かな関係を築く、ものづくりを提案する「ものづくりデザイン専攻」等、5つの専攻課程において市内外から多くの若者達が学んでいます（令和2年度の入学者数105人、うち76名が県外出身者）。

また、秋田大学や国際教養大学、秋田県立大学、ノースアジア大学等、県内外から多くの若者達が集まる学びの場があり、様々な活動等を通じて秋田に活力を与えてくれています。

文化活動の場については、昭和55年6月、秋田市山王に「秋田市文化会館」が開館し、大ホール（定員1,188人）や小ホール（定員400人）を中心に、多くの市民や文化団体の活動の場として、また文化・芸術の鑑賞の場として親しまれてきました。その後、平成元年に「秋田総合生活文化会館・美術館（アトリオン）」、平成4年に「民俗芸能伝承館」、平成24年に「秋田市にぎわい交流館」、平成25年に「秋田県立美術館」、令和3年に「秋田市文化創造館」が開館し、令和4年に「あきた芸術劇場」が開館予定となっており、中心市街地に「芸術文化ゾーン」として文化活動の場が整うこととなります。

※9 市民合唱祭や総合いけばな展、合同茶会等、様々な分野の文化団体が主体となって12事業が開催される芸術祭。昭和33年に第1回が開催され、令和3年度で第64回となる。

※10 秋田市文化団体連盟と協力しながら、市民要望に応じ文化都市秋田市の建設と発展を図ることを目的に昭和59年に発足した。

※11 青少年の健全育成や音楽文化の向上を目的に設立された団体。合唱・オーケストラ合同演奏会や青少年弦楽器初級講座等を行っている。

【表8】文化施設の主な整備

1961年（昭和36年）	○秋田県民会館 大ホール（定員1,839人）、会議室	機能 移 転
1980年（昭和55年）	○秋田県児童会館 けやきシアター（定員778人）	
	○秋田市文化会館 大ホール（定員1,188人）、小ホール（定員400人）、展示ホール、会議室、練習室、茶室等	
1985年（昭和60年）	○赤れんが郷土館	
1989年（平成元年）	○秋田総合生活文化会館・美術館（アトリオン） 音楽ホール、展示室、研修室、多目的ホール、イベント広場	
1992年（平成4年）	○民俗芸能伝承館 練習室、会議室、旧金子家住宅和室・蔵	
2012年（平成24年）	○秋田市にぎわい交流館 多目的ホール（定員300人）、展示ホール（定員250人）、ミュージック工房、パフォーマンス工房、ピアノ練習室、アート工房、アートギャラリー、研修室、和室等	
2013年（平成25年）	○秋田県立美術館 県民ギャラリー（588.13㎡）	
2018年（平成30年）	○秋田県民会館【閉館】	
2021年（令和3年）	○秋田市文化創造館 スタジオA 1～3、B、コミュニティスペース等	
2022年（令和4年） 《予定》	○あきた芸術劇場 大ホール（定員2,007席）、中ホール（定員800席）、小ホール、研修室、創作室、練習室	
	○秋田市文化会館【閉館】	

新屋ガラス工房や土崎みなと歴史伝承館、各地域における市民サービスセンター等、中心市街地以外でも市民や文化団体が活動できる施設が整備されてきました。

【表9】地域の活動拠点（新屋ガラス工房・土崎みなと歴史伝承館）

施設名	設置目的
新屋ガラス工房 (平成 29 年 7 月開館)	新屋地区における地域の歴史と文化を伝承し、地域資源をいかした住民主体のまちづくりを推進するため、ガラス工芸をはじめとする美術および工芸を通じたものづくりの振興と地域交流等を行う。
土崎みなと歴史伝承館 (平成 30 年 3 月開館)	土崎地区における地域の歴史と文化を伝承し、地域資源をいかした住民主体の人づくり、まちづくりおよびにぎわいづくりを推進するため、曳山行事の伝承、空襲による被爆体験の継承等を行う。

本市文化振興における課題と、これまでの取り組み等による本市ならではの強みを整理すると以下の通りとなります。

【表 10】本市文化振興における課題と強み

課題	強み
①人口減少、少子高齢化による担い手不足 ②コロナ禍における文化・芸術活動の継続 ③アフターコロナを見据えた取組	①多様な文化施設が集積する中心市街地 (芸術文化ゾーン) ②豊かな有形・無形の文化財 ③活発な文化・芸術活動と支える団体 ④秋田公立美術大学等、市内外から多くの若者 達が集まる学びの場

Ⅱ 第2次秋田市文化振興ビジョンについて

1 策定の目的

本市では、市政推進の基本方針である第14次秋田市総合計画において、5つの将来都市像を掲げ、政策および施策を体系化するとともに、5つの創生戦略を定めています。

文化振興については、将来都市像5「人と文化をはぐくむ誇れるまち」のもとに体系化されており、創生戦略2「芸術文化・スポーツ・観光による都市の魅力向上」の主要な施策の一つとして、新しい価値を生み出す文化創造のまちづくりを目指し、芸術文化の香り高いまちづくりと中心市街地活性化を重点プログラムとして取り組むこととしています。

第2次秋田市文化振興ビジョンは、こうした市政推進の基本方針のもと、人口減少や少子高齢化の進行等の本市を取り巻く課題、新型コロナウイルス感染症による社会情勢の変化等を踏まえつつ、本市の文化振興の基本的な方針や重点施策を掲げ、具体的な成果を上げるために定めるものです。

2 秋田市文化振興ビジョンの位置付け

(1) 秋田市文化振興条例に定める文化振興基本方針

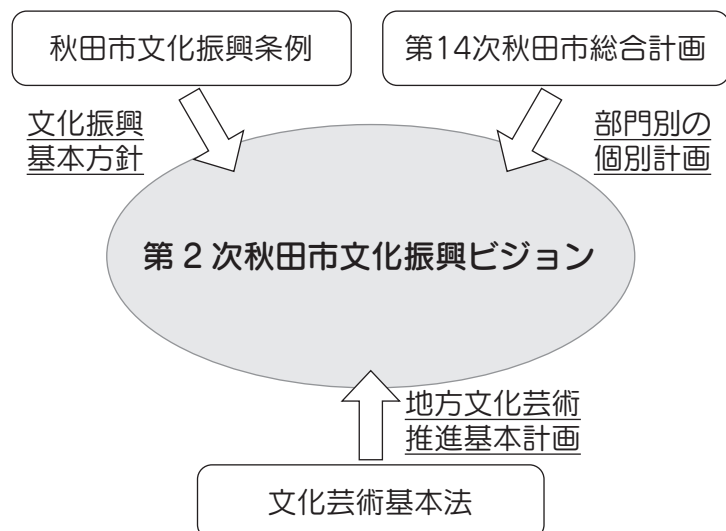
本市では、昭和58年に全国に先がけて文化振興条例を制定し、本市文化の振興に取り組んできました。同条例では、文化振興に関する基本的施策に係る方針を定めるとされており、文化振興ビジョンはこの方針に位置付けられます。

(2) 第14次秋田市総合計画の部門別の個別計画

第14次秋田市総合計画「県都『あきた』創生プラン」（令和3年3月策定）の将来都市像5「人と文化をはぐくむ誇れるまち」にかかわる部門別の個別計画に位置付けられます。

(3) 地方文化芸術推進基本計画

文化芸術基本法（平成29年法律第73号）において、国の芸術文化基本計画を参酌し、その地方の実情に即した文化芸術の推進について定めるよう努めることとされている「地方文化芸術推進基本計画」に位置付けられます。



3 第1次秋田市文化振興ビジョンの検証と新型コロナウイルスの影響

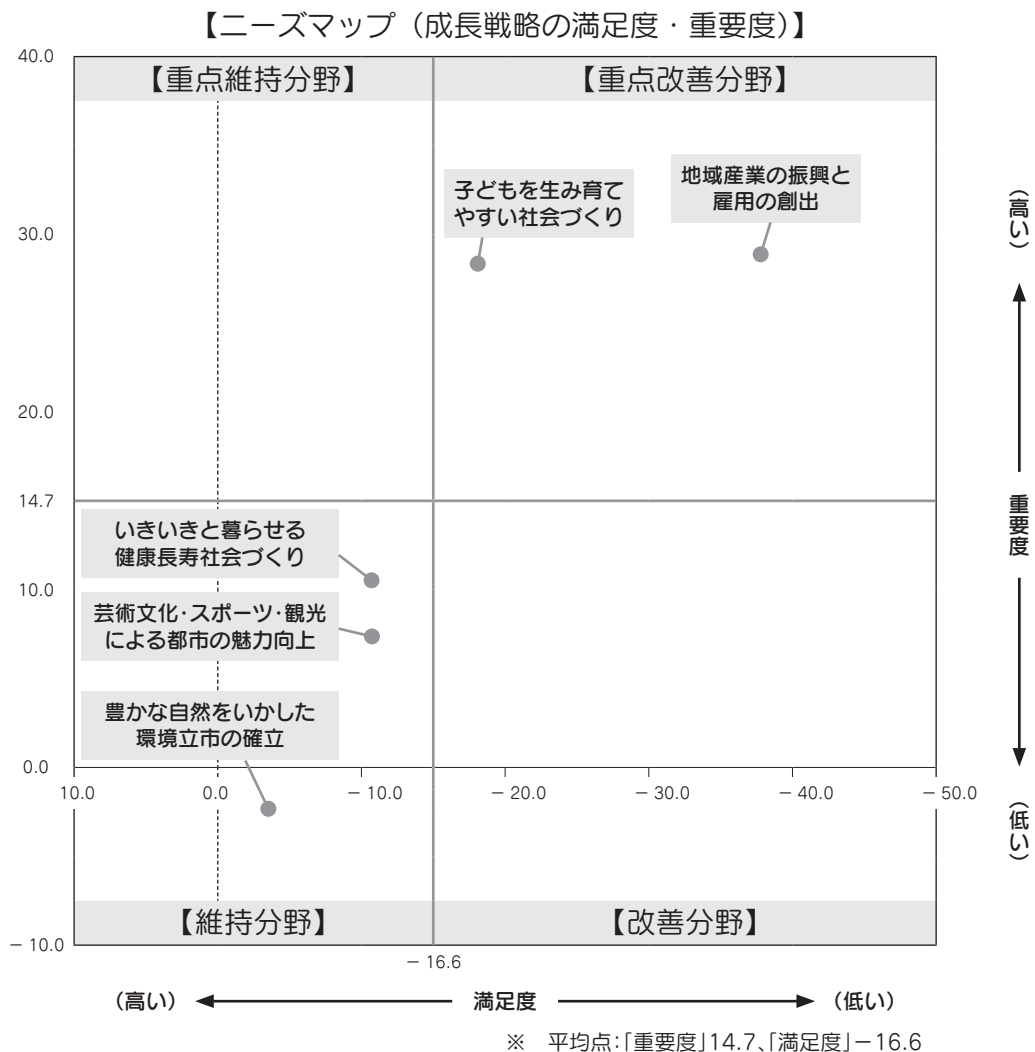
(1) 検証

第2次秋田市文化振興ビジョンの策定に当たっては、令和元年度に実施したしあわせづくり市民意識調査や第13次秋田市総合計画（以下、前総合計画という。）の指標の達成状況、文化団体に対するアンケート等により検証を行いました。

ア しあわせづくり市民意識調査

第2次秋田市文化振興ビジョンの基礎資料として、第14次秋田市総合計画策定時に実施したしあわせづくり市民意識調査の結果を参考とします。調査結果の要点は、次のとおりです。

前総合計画における5つの成長戦略事業のうち、文化振興に関する施策の大きな方針を示す戦略2「芸術文化・スポーツ・観光による都市の魅力向上」については、重要度が7.5ポイント、満足度が-11.2ポイントとなり、維持分野に位置し、引き続き取り組んでいくことが必要な施策となっています。（下図参照）



また、芸術文化活動等に「関心がある」「ある程度関心がある」が50.9%であるのに対し、「積極的に参加している」「ときどき参加している」が26.2%となっています。参加したことがない理由として最も多いのが、「機会がないから」が最も多いものとなっています。

こうした結果等を踏まえ、第14次秋田市総合計画では、前総合計画の「戦略2 芸術文化・スポーツ・観光による都市の魅力向上」における重点プログラム「芸術・文化によるまちおこし」を発展させ、「芸術文化の香り高いまちづくり」とするとともに、特に中心市街地では、芸術文化ゾーンの形成を進めること等により、さらなる活性化を目指すため、プログラム名を「芸術文化の香り高いまちづくりと中心市街地活性化」としています。

イ 指標の達成状況

前総合計画の重点プログラム「芸術・文化によるまちおこし」では、「文化施設の観覧者数」をKPIとし、令和2年度191,000人を目標として設定していました。当該指標は、令和元年度の時点で目標を大きく上回る229,000人となっており、各施設での企画展や各種講座、ワークショップのほか、文化施設間の連携等が大きな要素であったと考えられます。しかし、新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年度は施設の閉鎖を余儀なくされる等、来館者数が目標を大きく下回る57,940人となりました。

ウ 事業実績

前ビジョンに基づく個別の事業については、年度毎に事業計画として定め、その実績を集約しています。毎年度70～80事業が計画、実施されておりましたが、令和2年度については74事業を計画していたものの、新型コロナウイルス感染症の影響により、本市ならではの文化芸術事業を支援する「ふるさと文化創造発信事業」等6事業が中止となったほか、一般社団法人秋田市文化団体連盟との共催事業である「秋田市芸術祭」が一部中止等を含む縮小開催、中学校・高等学校等の文化部を助成する「飛び出せ文化部助成事業」の支援対象の減少等、事業規模の縮小も多数となりました。

エ 文化団体等へのアンケート調査

芸術文化活動を行っている市民・団体や鑑賞者に対して、以下のとおりアンケートを実施しました。

対象	期間	内容	実施	回答
文化団体	令和2年8月～ 令和3年3月	1 団体の概要や活動内容 2 新型コロナウイルス感染症の影響 3 その他（市の支援制度等）	88	58
中学校・高等学校 特別支援学校文化部	令和3年1月～ 2月	1 市の支援制度 2 新型コロナウイルス感染症の影響 3 その他	46	45
イベント参加者	令和3年2月	1 文化活動への関わり 2 コロナ禍での文化活動 3 その他	37	37

「Ⅰ はじめに」の「1 本市文化をとりまく状況」に記載のとおり、文化団体等からは、最も懸念されることとして「メンバーや参加者の減少」「活動場所の確保」が多く挙げられ、コロナ対策の方法やそれに伴う負担の増加等が続いています。また、イベント参加者からは、コロナ禍における文化活動として、「発表や表現方法等を工夫する実験的な取り組み」や「オンラインでのライブ公演や講座等の開催」に興味があるという回答が多くありました。

(2) 新型コロナウイルス感染症の影響

秋田市ならではの文化事業の実施や新たな文化施設の整備等により、市民の芸術文化に対する関心が高まりつつあり、自主的な活動が広がりを見せるとともに、幅広い市民や団体の連携による芸術文化をいかしたまちづくりが進められています。しかし、新型コロナウイルス感染症により、多くの公演や発表会の中止等、市民の文化活動に大きな影響が生じており、人口減少や少子高齢化等に伴う担い手の確保、育成の課題をより深刻なものとしています。

4 計画期間と構成

(1) 計画期間

令和4年4月から令和9年3月までの5年間を計画期間とします。

(2) 構成

①基本方針	第14次秋田市総合計画基本構想を踏まえ、本市の文化振興に関する基本的施策に係る方針を定める。
②目標	基本方針に基づく施策の目標を定める。
③市の役割	文化振興条例第3条を踏まえ、目標を実現するために市が果たすべき役割について定める。
④重点施策と取組	文化振興において柱となる重点施策と取組を定め、具体的な事業立案や実施のための大きな考え方を示す。
⑤年度事業計画	各年度における具体的な事務、事業について年度ごとに集約し、別冊として更新する。
⑥施策体系	第14次秋田市総合計画の部門別計画として、また、文化芸術基本法に定める地方文化芸術推進基本計画として、文化振興施策を体系化する。
⑦各施設の概要	市民の文化活動の場である文化施設等の情報を紹介する。

(各事項については、「Ⅲ 基本方針」(22ページ)以降に記載しています)

5 成果指標の考え方

第 14 次秋田市総合計画において、次の 2 つを指標としています。

	指標	令和元年度実績	令和 7 年度目標
1	文化財（史跡）の見学者数および文化財普及活用事業への参加者数	57,318 人	57,318 人
2	文化施設の観覧者数	229,072 人	229,072 人

この指標は、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、令和 7 年度までに少なくとも令和元年度の水準（同感染症拡大前の水準）を回復することとし、目標値として設定したものです。今後、同感染症や社会・経済状況を踏まえながら適切な時期に指標の見直しを行うこととしています。

この指標を設定しつつ、一方で、文化施策は、観光や福祉、産業、教育等様々な分野と関係しており、また、人材育成やまちづくり等のように数値化が困難なものや一定期間の取組が必要なものがあります。こうしたことを踏まえ、年度事業計画の実施状況や、事業実施時のアンケート調査、有識者からの意見を踏まえながら総合的に成果を判断し、具体的な施策に反映してまいります。

Ⅲ 基本方針

市民一人ひとりが目標に向かって成長し、希望に満ちた生活を送ることができる「人と文化をはぐくむ誇れるまち」を目指します。

Ⅳ 目 標

1 心に豊かさとうるおいをもたらす社会の実現

市民が自主的な芸術文化活動に親しむことができる環境づくりを進めるとともに、「新しい生活様式」のもと、文化団体等が活動を継続できるよう支援に努めます。また、市民一人ひとりの創造力をいかし、文化が持つ力により、心に豊かさとうるおいをもたらす社会を目指します。

2 文化をいかした魅力あるまちづくりの推進

地域に根差した文化財の調査を進め、社会状況の変化等を踏まえた保存・継承のための取組を進めるとともに、貴重な地域資源として有効活用を図ることで、文化をいかした魅力あるまちづくりを目指します。

V 市の役割

秋田市文化振興条例では、「市民の文化の育成と向上を図り、本市の文化の振興に資する」ために市が担う役割について、次のように定めています。

【市が担う役割】

- 文化の推進にあたっての場、機会、情報の市民への提供
- 市民との協働による文化的視点に立った郷土のまちづくりの推進
- 市民の協力による優れた郷土文化遺産の保存、育成と次代への継承
- 本市の文化の振興に貢献する市民への奨励

(秋田市文化振興条例第 3 条第 2 項)

なお、同条例では、「文化の振興の主役は市民である」という理念に基づき、市民が主体となって担う事項を以下のとおり示しています。

【市民が主体となって担う事項】

- 自主的な郷土の市民文化の推進と創出
- 文化的な郷土のまちづくり推進への参加
- 優れた郷土の伝統文化の伝承

(秋田市文化振興条例第 3 条第 1 項)

また、文化芸術基本法では、乳幼児や児童、生徒等に対する文化芸術に関する教育の重要性や文化芸術により生み出される様々な価値を文化芸術の継承、発展、創造につなげていくことが重要であるとし、理念に以下のとおり示しています。

- 学校等、文化芸術活動を行う団体、家庭及び地域における活動の相互の連携が図られるよう配慮されなければならない。
- 観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業その他の各関連分野における施策との有機的な連携が図られるよう配慮されなければならない。

こうした秋田市文化振興条例や文化芸術基本法の理念のもと、市や市民、文化団体等が役割を適切に担っていくために、次節より「重点施策と取組」について定めるものです。

Ⅵ 重点施策と取組

【重点施策 1 文化・芸術活動の充実】

(1) 文化・芸術活動の担い手育成

幅広い連携により文化の担い手の育成に努めます。

○主な取組

① 地域の人材・団体との連携	地域の様々な人材・団体と連携し、地域に身近な文化・芸術に親しむ機会を拡大することにより、文化の担い手育成を図ります。
② 有識者や文化団体との連携	有識者や文化団体等と連携し、専門的知識の継承や創作的な文化・芸術活動に触れる機会を拡大することにより、文化の担い手育成を図ります。
③ 教育機関との連携	学校等と連携し、専門的知識を持った人材との交流と活用を進め、郷土の歴史や文化を伝える授業・講座の充実により、文化の担い手育成を図ります。
④ 民間企業等との連携	民間企業やNPO等との連携による文化・芸術活動を促進し、民間企業等の活力を文化活動にいかせる環境の整備を図ります。

(2) 文化・芸術活動への支援と顕彰

文化活動・創作活動への支援や文化関係団体等の育成、文化・芸術活動の顕彰等により、市民の自主的な文化活動の促進を図り、子どもからお年寄りまで幅広い世代の方々が、障がいの有無に関わらず、ジェンダー^{※12}等を超えて、文化に親しみ、未来を創っていくことができる環境づくりに努めます。

○主な取組

① 文化活動・創作活動への支援	文化・芸術活動の促進と鑑賞機会の拡大のために、コンサートや演劇・出版等の市民の自主的な文化活動・創作活動への支援に努めます。
② 文化団体の育成	文化団体の組織・活動の充実を図るため、団体への支援や文化活動・創作活動の奨励、団体間の連携促進等に努めます。
③ デジタル技術の活用による文化活動の継続	文化・芸術の活動の幅を広げ、新型コロナウイルス等の感染症や平常時と異なる状況下でも活動の継続等が図られるようデジタル技術の活用にも努めます。
④ 文化・芸術活動の顕彰	文化・芸術活動における優れた作品に秋田市文化選奨を、芸術、学術をはじめ幅広い市民文化の各分野で卓越した功績のあった個人や団体に秋田市文化章・文化功績章を贈呈する等、優れた文化業績・活動への顕彰に努めます。

※12 生物学的な性別に対して、社会的・文化的につくられた性別のこと。

【事業推進の主な視点】

○新たな技術の活用

- オンライン会議や講演会、動画配信等、デジタル技術の活用事例の研究と活用促進による、ウイズコロナ・アフターコロナにおける文化・芸術活動の推進

○市民協働、関連分野との連携

- 文化の継承、創造のため、市民や文化団体等が主体となり、学校や地域団体のほか、民間企業等の活力やアイデアを取り入れる等、活動の趣旨や内容に応じた幅広い連携とチームによる取組の推進

○文化活動に親しみ、受け継ぐ

- 次代を担う児童・生徒が、有形・無形の文化財や受け継がれてきた文化・芸術等に親しみ、地域への理解と愛着を深める機会の充実
- 文化団体等によるウイズコロナ、アフターコロナを見据えた新たな活動や実験的な取組への支援
- 文化・芸術の担い手確保に向け、文化施設や文化団体等による出前講座等の内容の充実

○効果的な情報発信

- 教育機関等との連携による、次代を担う児童・生徒への情報発信
- 文化活動の趣旨や内容に応じ、担い手を考慮した情報発信ツールの活用

【重点施策2 文化・芸術活動のための環境の整備】

(1) 文化施設の整備と利活用の促進

文化施設の整備・改修等により、文化活動を行う環境の充実を図るとともに、施設の利活用の促進に努め、市民の文化活動の振興を図ります。

○主な取組

① 文化施設の整備	市民が優れた芸術や郷土の歴史と文化に親しむとともに、自主的な文化活動を行う環境の充実を図るため、既存施設の現状等を踏まえ必要な整備・改修を進めます。
② デジタル技術の活用等による利便性向上	本市の文化施設の利用の促進や地域のにぎわい創出に向け、市民や来訪者の利便性を高めるデジタル技術の活用等に取り組みます。
③ 文化施設の利活用の促進と連携の充実	市民の文化活動の振興を図るため、文化施設の利活用の促進に努めます。また、文化施設を魅力ある観光資源として利活用するため、展示・解説の充実に取り組むとともに、情報の共有や共同事業の推進等により連携を強化します。

(2) 文化・芸術活動に親しむ機会の拡充

文化・芸術の発表・鑑賞機会の拡充、文化・芸術に関する情報の発信に努めます。

○主な取組

① 発表機会・鑑賞機会の拡充	市民が日常的に文化・芸術活動に親しめるよう、教育機関、文化団体等との連携により文化・芸術の発表・鑑賞機会の拡充に努めます。
② 文化・芸術に関する情報提供	市民が優れた文化・芸術に出会い、日常的に親しむことができるよう、身近な公共施設を活用するとともに、様々な年齢層に応じた多様な媒体により、文化・芸術事業や文化施設の情報の発信に努めます。

【事業推進の主な視点】

○新たな技術の活用と利便性向上

- キャッシュレス決済や予約システムの導入等のデジタルと、現金決済や紙媒体を用いた予約方法等のアナログの併用による利便性の向上
- 文化施設や文化団体、民間事業者等、文化・芸術の多様な関係者の連携に役立つ、オンライン会議等のツールの活用
- 複数の施設をワンコインで周遊できる共通観覧券（みるかネット）の広報の充実と利用の促進

○市民協働、関連分野との連携

- 市や県等の枠を超えた文化施設間の連携体制の充実と、取り組みに応じた文化団体や商店街等との連携の促進
- 文化施設、市民、文化団体、商店街等による情報交換の促進

○文化施設の魅力を高め、発揮する

- 老朽化が進む佐竹史料館や千秋美術館等、周囲の自然環境、景観、地域の歴史等との調和が取れた文化施設の整備と、展示環境および内容の充実
- ギャラリートークやアウトリーチ活動、児童・生徒が博物館等において学習する機会を設ける等、文化施設と教育機関等が連携した取り組みの推進

○効果的な情報発信

- 教育機関等との連携による、次代を担う児童・生徒への情報発信
- 文化施設相互の連携や文化団体、商店街等との連携による効果的な情報発信

【重点施策3 文化財の保存と活用の推進】

(1) 文化財の総合的な調査と保存・継承

社会状況が変化する中、文化財の保存や継承等、文化財を社会全体で支えていく仕組みづくりを目指し、文化財の総合的な調査を進めるとともに、個々の文化財に適した保存・継承に努めます。

○主な取組

① 文化財の総合的な調査	未指定を含む有形・無形の文化財調査を地域の協力のもとに進め、地域に根差した文化財の担い手確保等に努めます。
② 文化財の保存・継承	個々の文化財に適した復元整備や維持管理および伝承活動や所有者への支援に努めるとともに、デジタル技術等も活用しながら保存・継承に努めます。

(2) 文化財の有効活用

文化財を市民の郷土学習の場や観光等資源として公開・活用を図ります。

○主な取組

① 関連分野との連携	地域の文化財を振興資源や観光資源として有効活用していくため、まちづくりや観光等の分野と連携した取り組みを進めます。
② 文化財の活用	文化財の価値と魅力を伝える展示や学習講座等を通じ、市民の郷土学習の教材等として公開・活用を図ります。
③ 地域の文化財をいかしたまちづくりの促進	文化財の所有者や地域住民、民間団体や民間事業者による文化財を核とした、その地域ならではのまちづくりを促進します。

【事業推進の主な視点】

○新たな技術の活用と利便性向上

- 秋田民俗芸能アーカイブス（国際教養大学地域環境研究センター）等のデジタル技術の活用事例の収集と研究
- 文化財のアーカイブ等、本市に適したデジタル技術の活用を検討と同技術の活用による有形・無形の文化財の保存・活用に向けた取り組みの推進

○市民協働、関連分野との連携

- 有形・無形の文化財の総合的な調査に基づく現状や課題の整理と、文化財の種類や歴史背景等に応じた保存と活用
- 市民協働の推進と教育機関との連携による、地域に受け継がれてきた有形・無形の文化財の価値の継承

○文化財の魅力に触れ、親しみ、いかす

- 教育機関等との連携により、次代を担う児童・生徒が地域の文化財を知り、郷土への愛着を育むための機会の充実
- 次代の文化財の担い手である児童・生徒を主な対象に、文化財への理解促進を図り、普及活用事業等への参画を広めるため、文化財の魅力をわかりやすく伝える趣向を凝らした取り組みの推進
- 県指定有形文化財である旧松倉家住宅等、所有者や地域住民、民間団体等の連携による、その地域ならではの魅力あるまちづくりと観光資源等としての活用促進

○効果的な情報発信

- 文化施設相互の連携や文化団体、商店街、旅行代理店等との連携による効果的な情報発信

【重点施策4 文化による都市の魅力向上】

(1) 国内外への文化的魅力のアピール

本市の文化の魅力を国内外に広く発信し、文化をいかした観光の促進、都市のイメージアップを図ります。

○主な取組

① 地域資源をいかした情報発信と交流促進	多様な機会・時代に合った媒体をいかし文化財や伝統芸能等、本市の地域資源の魅力の情報発信に努めるとともに、他の国や地域との文化を通じた交流を促進します。
② 歴史と文化を楽しむ観光の促進	文化施設や文化財の観光コース化を進めるとともに、観光事業に歴史と文化を楽しむメニューを積極的に取り入れる等、文化をいかした観光の促進を図ります。
③ 質の高い芸術・文化の発信	あきた芸術劇場や秋田市文化創造館等において、美術や音楽、舞台芸術、伝統芸能等、様々な分野における質の高い芸術・文化事業の実施と発信に努めます。

(2) 芸術文化の香り高いまちづくりの推進

市民や文化団体、民間事業者との協働により、中心市街地を芸術文化ゾーンとして充実させ、芸術文化の香り高いまちづくりを進めます。

○主な取組

① 芸術文化ゾーンの充実と中心市街地のにぎわい創出	本市の歴史や文化、芸術等を発信する拠点施設や、緑豊かで歴史ある千秋公園を整備すること等により、芸術文化ゾーンのさらなる充実を図るとともに、市民や文化団体、民間事業者等の活動展開によるにぎわい創出を図ります。
② 文化創造のまちづくり	市民や文化団体、民間事業者、行政等が広く連携し、市民主体の様々な活動が展開されていくための仕組みづくりを進め、歴史や文化、芸術等、これまで受け継がれてきた地域資源を土台に新たな価値を生み出す文化創造のまちづくりを推進します。
③ 秋田公立美術大学や関連分野との連携による文化施策の推進	まちづくりへの貢献を基本理念に掲げる秋田公立美術大学や同大学が設立したNPO法人アーツセンターあきたは、芸術文化によるまちづくりを推進する上で大きな強みとなっています。こうした本市ならではの強みをいかすとともに、関連分野の施策との連携により総合的な文化施策の推進を図ります。

【事業推進の主な視点】

○新たな技術の活用と利便性向上

- 多様な文化施設が集積する中心市街地（芸術文化ゾーン）において、広く市民が文化・芸術を楽しみ、親しむ機会を広げるための、インターネットやSNS、電子決済等のデジタル技術の活用促進と、広報あきたやチラシ等のアナログ技術との併用による情報発信と利便性向上

○市民協働、関連分野との連携

- 緑豊かで歴史ある千秋公園を背景に文化施設が集積する中心市街地（芸術文化ゾーン）のさらなる充実と、その特性をいかす仕組みとして、芸術文化ゾーン活用研究会^{※13}等の取り組みを参考に、文化施設と文化団体、商店街等によるネットワークの形成と協働の推進
- あきた芸術劇場や秋田市文化創造館等に指定管理者による、エリアや施設の特色、相互の連携やノウハウ・ネットワークを最大限活用した事業の企画・実施

○まちを楽しむ

- 本市ならではの歴史や文化を見つめ直し、その価値を再発見するとともに、寛容性を育み、新たな価値を生み出す視点を与える、他の国や地域との交流、多様な文化・芸術に触れる機会の創出
- あきた芸術劇場や秋田市文化創造館等における、質の高い文化・芸術に触れる機会の創出と、本市ならではの文化を掘り下げ、新たな文化の創造につながる市民による実験的取り組みへの支援

○効果的な情報発信

- 文化施設相互の連携や文化団体、商店街等との連携による効果的な情報発信

※13 秋田市の中心市街地のうち、広小路・仲小路からエリアなかいちを経て、中土橋、千秋公園に至るまでをおおよその範囲とした「芸術文化ゾーン」において、商店街や民間事業者と行政や文化施設との連携を図り、にぎわい創出等を図ることを目的に平成29年に発足した。

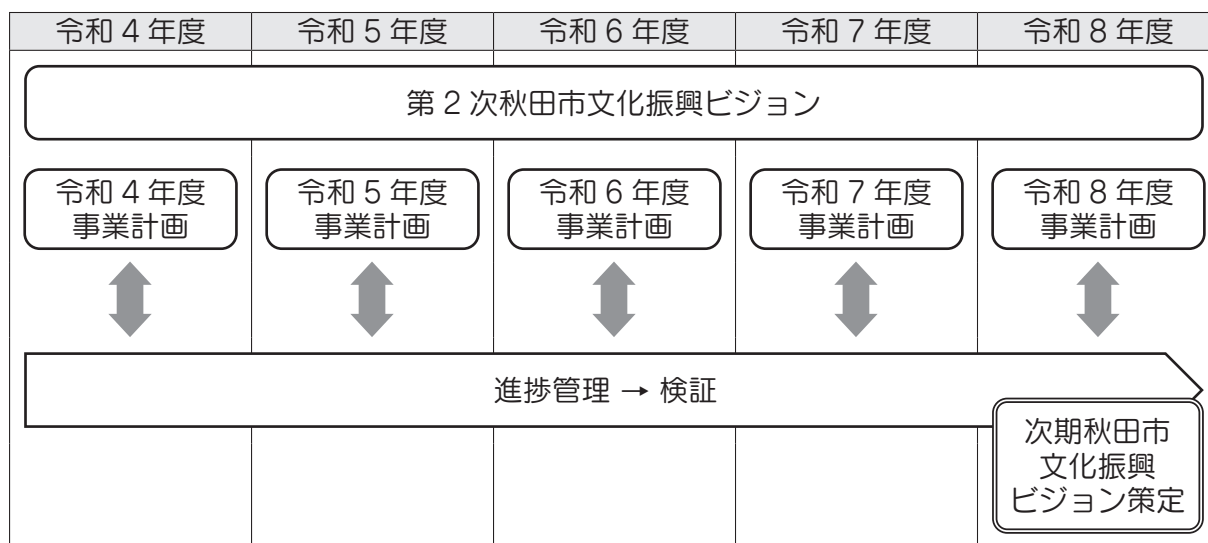
Ⅶ 年度事業計画

1 年度事業計画

第2次秋田市文化振興ビジョンで定める5年間（令和4年4月から令和9年3月まで）の文化振興の「基本方針」や「重点施策と取組」等を踏まえ、年度ごとの事業・取り組みについて定めます。

2 年度事業計画の策定と進捗管理

年度事業計画の策定は、前年度の総括と当該年度の当初予算を踏まえ年度ごとに行います。「Ⅱ 第2次秋田市文化振興ビジョンについて」の「5 成果指標の考え方」に記載のとおり、年度事業計画の実施状況や有識者等からの意見を踏まえながら総合的に成果を判断し具体的な施策に反映するとともに、計画期間最終年度に集約し、次期ビジョン策定の基礎とします。



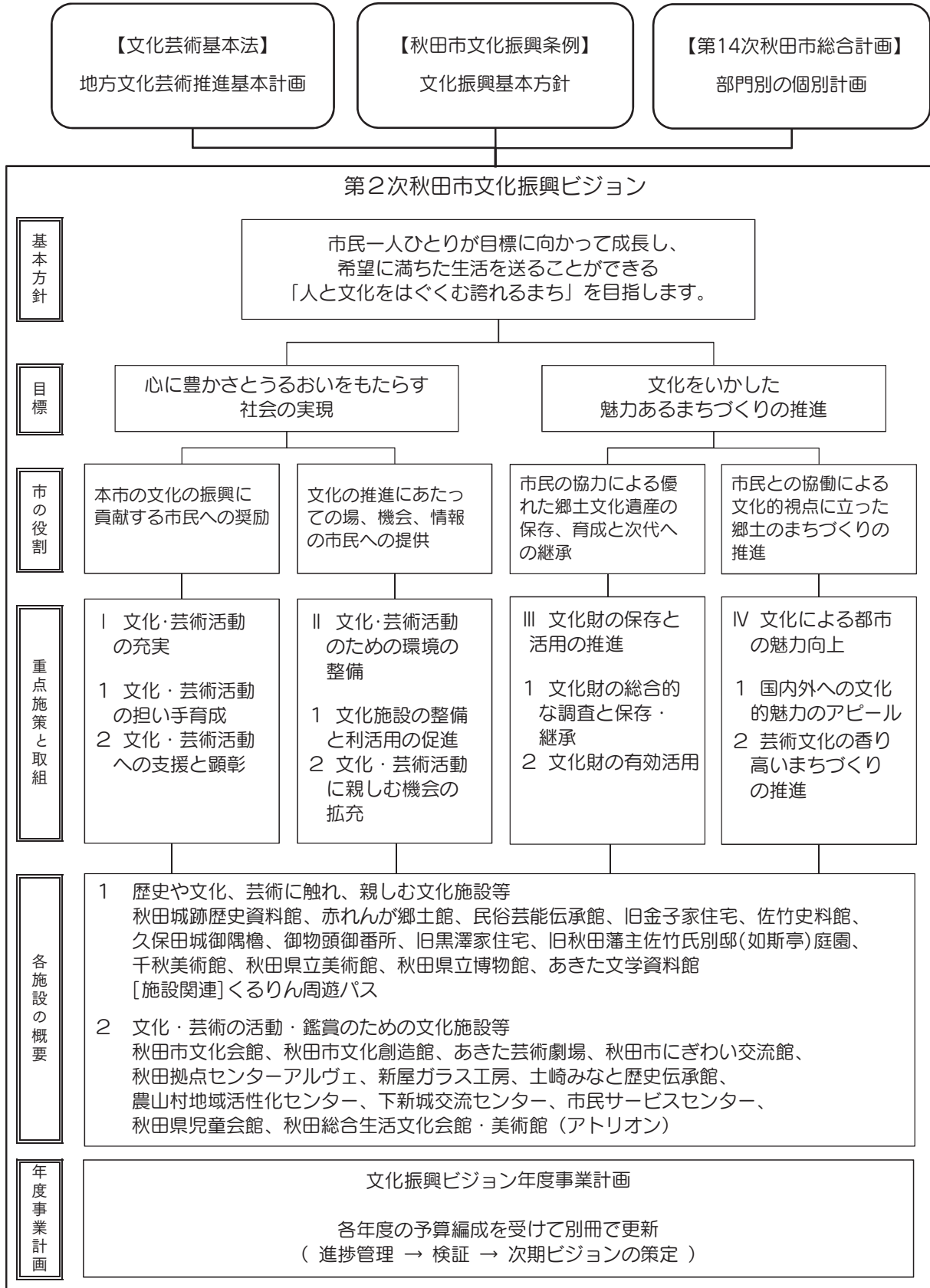
3 年度事業計画の内容

年度事業計画は、ビジョンの4つの重点施策ごとに体系化し、以下の分類により取りまとめます。

推進事業	文化振興を主目的とした事業
連携事業	他の施策目的を主としつつ文化振興に効果が期待できる事業や文化振興との連携が必要な事業

Ⅷ 参考資料

1 秋田市文化振興ビジョン体系図



2 文化芸術基本法と第2次秋田市文化振興ビジョン

第2次秋田市文化振興ビジョンの策定にあたっては、文化芸術基本法の理念や基本的施策等を本市の実情に合わせて反映し、特に法改正の趣旨である関連分野との有機的な連携による総合的な文化振興施策の推進については、その考え方をビジョン全体に盛り込んでいます。

文化芸術基本法と第2次秋田市文化振興ビジョンの対比を以下の通り行いました。

文化芸術基本法	第2次秋田市文化振興ビジョン
第1条(目的)～第2条(基本理念)第7項	[注1]
第2条(基本理念) 第8項(新設) 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、乳幼児、児童生徒等に対する文化芸術に関する教育の重要性に鑑み、学校等、文化芸術活動を行う団体(以下、文化芸術団体)、家庭及び地域における活動の相互の連携が図られるよう配慮されなければならない。	重点施策1 文化・芸術活動の充実 (1) 文化・芸術活動の担い手の育成
第2条(基本理念)第9項	[注1]
第2条(基本理念) 第10項(新設) 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、文化芸術により生み出される様々な価値を文化芸術の継承、発展及び創造に活用することが重要であることに鑑み、文化芸術の固有の意義と価値を尊重しつつ、観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業その他の各関連分野における施策との有機的な連携が図られるよう配慮されなければならない。	重点施策1 文化・芸術活動の充実 (1) 文化・芸術活動の担い手の育成 重点施策3 文化財の保存と活用の推進 (2) 文化財の有効活用 ① 関連分野との連携 重点施策4 文化による都市の魅力向上
第3条(国の責務)	[注2]
第4条(地方公共団体の責務) 基本理念にのっとり、文化芸術に関し、国との連携を図りつつ、自主的かつ主体的に、その地域の特性に応じた施策を策定し、実施する責務を有する。	秋田市文化振興ビジョンとして、関係者相互の連携等を図りながら地域の特性に応じた施策を策定、実施します。
第5条(国民の関心及び理解) 第5条の2(文化団体の役割)(新設)	[注2]
第5条の3(関係者相互の連携及び協働)(新設) 国、独立行政法人、地方公共団体、文化芸術団体、民間事業者その他の関係者は、基本理念の実現を図るため、相互に連携を図りながら協働するよう努めなければならない。	秋田市文化振興ビジョンとして、関係者相互の連携等を図りながら地域の特性に応じた施策を策定、実施します。 なお、当該ビジョンは、文化芸術基本法および文化芸術推進基本計画を参酌して、本市の実情に即して策定しているものであり、地方文化芸術推進基本計画に位置付けられるものです。
第6条(法制上の措置等)	
第7条(文化芸術推進基本計画) 文化芸術に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、文化芸術に関する施策に関する基本的な計画(以下、文化芸術推進基本計画)を定めなければならない。	
第7条の2(地方文化芸術推進基本計画)(新設) 文化芸術推進基本計画を参酌して、その地方の実情に即した文化芸術の推進に関する計画(以下、地方文化芸術推進基本計画)を定めるよう努めるものとする。策定又は変更の場合には、あらかじめ教育委員会の意見を聴かななければならない。	

<p>第8条(芸術の振興) 第9条(メディア芸術の振興) 第10条(伝統芸能の継承及び発展) 第11条(芸能の振興) 第12条(生活文化の振興並びに国民娯楽及び出版物等の普及)</p>	<p>重点施策1 文化・芸術活動の充実</p> <p>重点施策2 文化・芸術活動のための環境の整備</p>
<p>第13条(文化財の保存及び活用)</p>	<p>重点施策3 文化財の保存と活用の推進</p>
<p>第14条(地域における文化芸術の振興等)</p>	<p>重点施策1 文化・芸術活動の充実</p> <p>重点施策3 文化財の保存と活用の推進 (1) 文化財の総合的な調査と保存・継承</p>
<p>第15条(国際交流等の推進)</p>	<p>重点施策4 文化による都市の魅力向上 (1) 国内外への文化的魅力のアピール</p>
<p>第16条(芸術家等の養成及び確保)</p>	<p>重点施策1 文化・芸術活動の充実 (1) 文化・芸術活動の担い手育成 ② 有識者や文化団体との連携 ③ 教育機関との連携</p> <p>重点施策3 文化財の保存と活用の推進</p>
<p>第17条(文化芸術に係る教育研究機関等の整備等) 第18条(国語についての理解) 第19条(日本語教育の充実) 第20条(著作権等の保護及び利用)</p>	<p>[注2]</p>
<p>第21条(国民の鑑賞等の機会の充実) 第22条(高齢者、障がい者等の文化芸術活動の充実) 第23条(青少年の文化芸術活動の充実)</p>	<p>重点施策1 文化・芸術活動の充実 (2) 文化・芸術活動への支援と顕彰 ① 文化活動・創作活動への支援</p> <p>重点施策2 文化・芸術活動のための環境の整備 (2) 文化・芸術に親しむ機会の拡充</p>
<p>第24条(学校教育における文化芸術活動の充実)</p>	<p>重点施策1 文化・芸術活動の充実 (1) 文化・芸術活動の担い手育成 ③ 教育機関との連携</p> <p>重点施策2 文化・芸術活動のための環境の整備 (2) 文化・芸術に親しむ機会の拡充</p>
<p>第25条(劇場、音楽堂等の充実) 第26条(美術館、博物館、図書館等の充実) 第27条(地域における文化芸術活動の場の充実)</p>	<p>重点施策1 文化・芸術活動の充実 (2) 文化・芸術活動への支援と顕彰 ① 文化活動・創作活動への支援</p> <p>重点施策2 文化・芸術活動のための環境の整備 (2) 文化・芸術に親しむ機会の充実</p> <p>重点施策4 文化による都市の魅力向上</p>
<p>第28条(公共の建築物等の建築に当たっての配慮等)</p>	<p>重点施策2 文化・芸術活動のための環境の整備 (1) 文化施設の整備と利活用の促進 ① 文化施設の整備</p>

第29条(情報通信技術の活用の推進)	重点施策 1 文化・芸術活動の充実 (2) 文化・芸術活動への支援と顕彰 ③ デジタル技術の活用による文化活動の継続 重点施策 2 文化・芸術活動のための環境の整備 (1) 文化施設の整備と利活用の促進 ② デジタル技術の活用等による利便性向上 重点施策 3 文化財の保存と活用の推進 (1) 文化財の総合的な調査と保存・継承 ② 文化財の保存・継承
第29条の2(調査研究等)(新設) 第30条(地方公共団体及び民間の団体等への情報提供等) 第31条(民間の支援活動の活性化等)	[注 2]
第32条(関係機関等の連携等)	重点施策 1 文化・芸術活動の充実 (1) 文化・芸術活動の担い手の育成 重点施策 3 文化財の保存と活用の推進 (2) 文化財の有効活用 ① 関連分野との連携 重点施策 4 文化による都市の魅力向上
第33条(顕彰)	重点施策 1 文化・芸術活動の充実 (2) 文化・芸術活動への支援と顕彰 ④ 文化・芸術活動の顕彰
第34条(政策形成への民意の反映等)	文化振興審議会での審議、パブリックコメント等の実施
第35条(地方公共団体の施策)	秋田市文化振興ビジョン
第36条(文化芸術推進会議)(新設)	[注 2]
第37条(都道府県及び市町村の文化芸術推進会議等)(新設) 都道府県及び市町村に、地方文化芸術推進基本計画その他の文化芸術の推進に関する重要事項を調査審議させるため、条例で定めるところにより、審議会その他の合議制の機関を置くことができる。	秋田市文化振興審議会の設置

[注 1] 目的および基本理念のうち、改正前から継承されている事項については、その考え方を念頭に第 1 次秋田市文化振興ビジョンが策定されているため対比から除いています。

[注 2] 文化芸術基本法第 3 条以降の規定のうち、国の施策等に主に該当する事項であるため対比から除いています。

3 各施設の概要

(1) 歴史や文化、芸術に触れ、親しむ文化施設等

本市の歴史や文化、芸術に触れ、親しむことができる施設の一覧です。展示替えや入館料等、詳しくは各施設のホームページでご確認いただくか、各施設にお問い合わせください。

また、入館料については、一定期間内において全ての文化施設を利用し、もしくは文化施設に入館し、又は文化施設の資料等を観覧することができる共通観覧券（くるりん周遊パス）もありますので、ご利用ください。

施設名所在・連絡先	概要	開館時間	休館日	入館料
秋田城跡歴史資料館 <ul style="list-style-type: none"> 秋田市寺内焼山9-6 TEL 018(845)1837 FAX 018(845)1318 	古代城柵である史跡秋田城跡の発掘調査の出土品や調査成果を展示・公開しています。	9:00-16:30	12/29-1/3	有
赤れんが郷土館 [国指定重要文化財] <ul style="list-style-type: none"> 秋田市大町三丁目3-21 TEL 018(864)6851 FAX 018(864)6854 	旧秋田銀行本店本館の建物を活用した施設で、郷土の歴史・文化に関わる企画展の開催等のほか、秋田市出身の木版画家・勝平得之の記念館、人間国宝の鍛金家・関谷四郎の記念室を併設しています。	9:30-16:30	12/29-1/3	有
民俗芸能伝承館 (ねぶり流し館) <ul style="list-style-type: none"> 秋田市大町一丁目3-30 TEL 018(866)7091 FAX 018(866)7095 	秋田の竿燈が常時体験できる文化施設で、竿燈や梵天の展示のほか、市内の民俗芸能の紹介や民俗行事、郷土芸能の保存伝承、後継者育成のための練習、発表の場としても活用いただけます。	9:30-16:30	12/29-1/3	有
旧金子家住宅 [秋田市指定有形文化財] <ul style="list-style-type: none"> 秋田市大町一丁目3-31 TEL ※民俗芸能伝承館へ FAX ※民俗芸能伝承館へ 	江戸時代後期に質屋・古着商を開き、明治初期に呉服や太物(綿織物・麻織物)等の卸商を創業した商家の建物で、秋田市指定有形文化財として指定されています。主屋一棟、土蔵一棟を公開しています。	9:30-16:30	12/29-1/3	有

施設名所在・連絡先	概要	開館時間	休館日	入館料
佐竹史料館 <ul style="list-style-type: none"> 秋田市千秋公園 1-4 TEL 018(832)7892 FAX 018(832)9524 	久保田城跡二の丸に位置し、秋田藩主佐竹氏関連資料の収集と歴代藩主をはじめ家臣たちの資料を展示しています。	9:00-16:30	12/29-1/3	有
久保田城御隅櫓 <ul style="list-style-type: none"> 秋田市千秋公園 1-39 TEL 018(832)1298 FAX 018(832)1298 	久保田城跡本丸の北西隅に位置し、秋田藩の歴史をパネル展示等で紹介しているほか、旧城下町を一望できる展望台を備えています。	9:00-16:30	12/1-3/31	有
御物頭御番所 [秋田市指定有形文化財] <ul style="list-style-type: none"> 秋田市千秋公園 1-7 TEL ※佐竹史料館へ FAX ※佐竹史料館へ 	久保田城内に唯一残っている藩政時代の建物で、久保田城二の門(長坂門)の開閉と城下の警備、火災の消火等を担っていた物頭(足軽の組頭)の詰所であった建物を公開しています。	9:00-16:30	12/1-3/31	無
旧黒澤家住宅 [国指定重要文化財] <ul style="list-style-type: none"> 秋田市榎山字石塚谷地 297-99 TEL 018(831)0285 FAX 018(831)0285 	約300年前に建てられた秋田藩の上級武士、黒澤家の住宅で、江戸時代の武家住宅として国の重要文化財に指定されている建物を公開しています。	9:30-16:30	12/29-1/3	有
旧秋田藩主佐竹氏別邸(如斯亭)庭園 [国指定名勝] <ul style="list-style-type: none"> 秋田市旭川南町 2-73 TEL 018(834)6300 FAX 018(834)6312 	秋田藩9代藩主佐竹義和(よしまさ)によって整備され、「東北では無二の名園」とも評された庭園を公開しています。	4～11月 9:00-16:30 12～3月 9:30-16:00	12/29-1/3	有
千秋美術館 <ul style="list-style-type: none"> 秋田市中通二丁目 3-8 アトリオン内 TEL 018(836)7860 FAX 018(836)7862 	佐竹曙山、小田野直武らの秋田蘭画、平福穂庵・百穂父子、寺崎廣業、木村伊兵衛等、秋田ゆかりの作家等の作品を収集し、国内外の優れた作品による企画展を開催しているほか、岡田謙三記念館を併設しています。	10:00-18:00 ※入館は 17:30まで	12/29-1/3	有

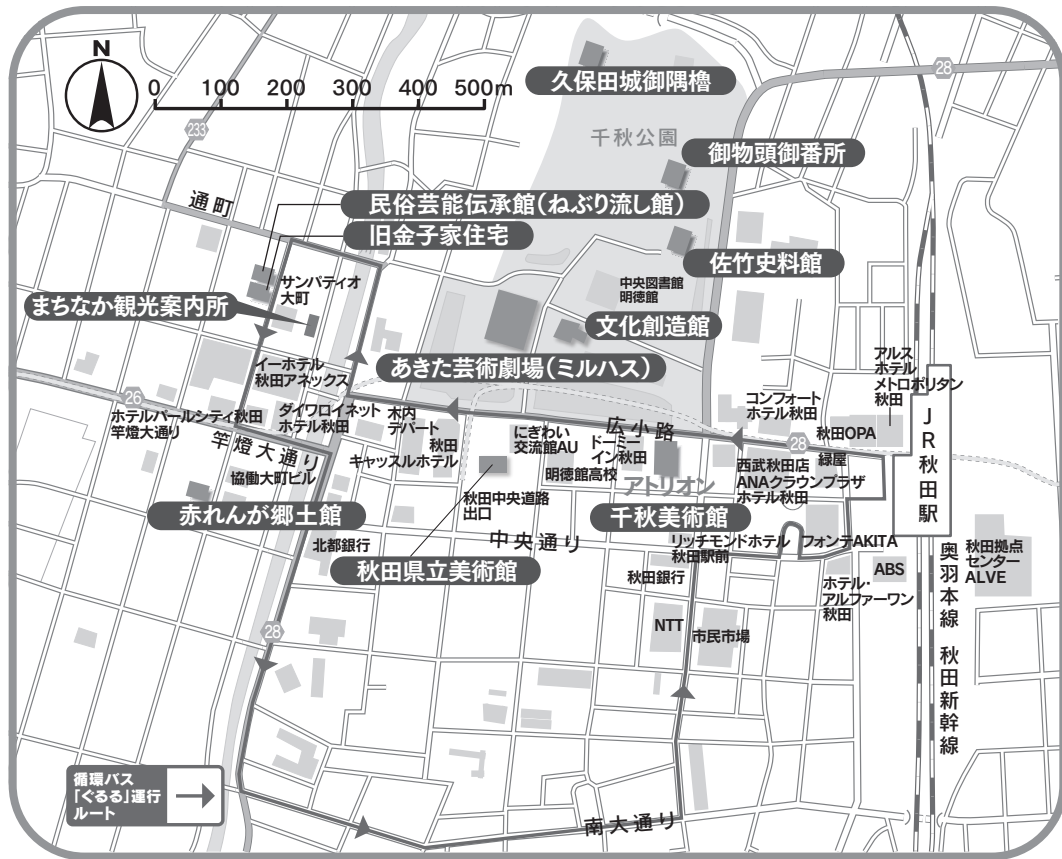
施設名所在・連絡先	概要	開館時間	休館日	入館料
秋田県立美術館 <ul style="list-style-type: none"> 秋田市中通一丁目4-2 TEL 018(853)8686 018(833)5809 FAX 018(836)0877 	公益財団法人平野政吉美術財団の藤田嗣治作品の収蔵・展示や、企画展を開催しているほか、ミュージアムショップ&カフェがあります。	10:00-18:00	不定休	有
秋田県立博物館 <ul style="list-style-type: none"> 秋田市金足鳩崎字後山52 TEL 018(873)4121 FAX 018(873)4123 	考古・歴史・民俗・工芸・生物・地質の6部門と、菅江真澄資料センター、秋田の先覚記念室からなる総合博物館です。分館として、江戸時代中期の宝暦年間(1751～1764)に奈良家9代善政(喜兵衛)によって建てられた「旧奈良家住宅」も公開されています。	4～10月 9:30-16:30 11～3月 9:30-16:00	月曜日 (休日の場合は翌日)、 12/28-1/3	無
あきた文学資料館 <ul style="list-style-type: none"> 秋田市中通六丁目6-10 TEL 018(884)7760 FAX 018(884)7761 	秋田にゆかりのある作家の資料等を収集・保存・公開し、あわせて県民の多彩な文学活動の拠点として活用されています。	10:00-16:00	月曜日、 12/28-1/3	無

(注) 展示替えや施設の点検作業等により、臨時休館する場合があります。

〇くるりん周遊パス

一定期間内において全ての文化施設を利用し、もしくは文化施設に入館し、又は文化施設の資料等を、500円で観覧することができる共通観覧券です。

料 金	500 円
有効期間	発行日から1年間
対象施設	秋田城跡歴史資料館 民俗芸能伝承館 旧金子家住宅 赤れんが郷土館 千秋美術館 佐竹史料館 久保田城御隅櫓 旧黒澤家住宅 如斯亭庭園



(2) 文化・芸術の活動・鑑賞のための文化施設等

市民や文化団体が文化・芸術活動を行ったり、鑑賞したりすることができる施設の一覧です。詳細な情報やご利用の際は、各施設にお問い合わせいただくか、各施設のホームページでご確認ください。

施設名所在・連絡先	施設概要	開館時間	休館日
秋田市文化会館 (令和4年9月閉館予定) ・秋田市山王七丁目3-1 ・TEL 018(865)1191 ・FAX 018(865)1195	大ホール(1,188席) 小ホール(400席) 展示ホール(第1、第2) 大会議室(250人) 会議室(第1～第7、和室) 練習室(第1、第2) 和室練習室(65畳) リハーサル室(80人) 茶室(四畳半)	[受付時間] 9:00-16:30 [貸出時間] 8:30-21:00	12/29-1/3
秋田市文化創造館 ・秋田市千秋明徳町3-16 ・TEL 018(893)5656 ・FAX 018(893)5659	スタジオA1～A3 スタジオB コミュニティスペース ※以上のほか、カフェ、ショップ があります。	9:00-21:00	火曜日 (休日の場合は 翌日) 12/29-1/3
あきた芸術劇場 (令和4年6月開館予定)	大ホール(2,007席) 中ホール(800席) 小ホールA(200名収容) 小ホールB(160名収容) 大ホール楽屋(9室) 中ホール楽屋(7室) 研修室1～3 創作室1～5(和室2室) 練習室1～9	[受付時間] 9:00-20:00 [貸出時間] ホール 9:00-22:00 その他 9:00-23:00	12/29-1/3、 ホールは 火曜日も休館 (休日の場合は 翌日)
秋田市にぎわい交流館 ・秋田市中通一丁目4-1 ・TEL 018(853)1133 ・FAX 018(884)4788	にぎわい広場(51.7m×32m) 多目的ホール(300名収容) 展示ホール(250名収容) アート工房1、2 ミュージック工房1～3 パフォーマンス工房1、2 ピアノ練習室 研修室1～6 和室1～3	9:00-24:00	無休

施設名所在・連絡先	概要	開館時間	休館日
秋田拠点センターアルヴェ ・秋田市東通仲町 4 - 1 ・TEL 018(825)3000 ・FAX 018(887)5311	・きらめき広場 (600㎡、12区画に分割使用可) ・多目的ホール (410㎡、2区画に分割可) ・洋室A～C ・和室 1、2 ・調理室 ・音楽交流室A～D	9:00-22:00 [音楽交流室] 9:00-23:00	12/29-1/3 ※きらめき広場 は無休
新屋ガラス工房 ・秋田市新屋表町 5 - 2 ・TEL 018(853)4201 ・FAX 018(853)4202	ガラス工芸をはじめとする美術 や工芸を通じたものづくりの振 興と地域交流等を行う施設です が、次の施設の貸し出しも行っ ています。 [貸室] ガラス工房 アトリエ(全 4 室) ギャラリー	9:00-17:00	火曜日 (休日の場合は 翌日) 12/28-1/4
土崎みなと歴史伝承館 ・秋田市土崎港西三丁目 10-27 ・TEL 018(838)4244 ・FAX 018(838)4245	曳山行事の伝承や空襲による被 爆体験の継承等を行う施設です が、次の施設の貸し出しも行っ ています。 [貸室] 企画展示室 学習室 1、2 伝承室 階段教室 資料調査室	9:00-17:00	火曜日 (休日の場合は 翌日) 12/29-1/3
農山村地域活性化センター ・秋田市上新城五十丁字小林 190-1 ・TEL 018(893)3412 ・FAX 018(893)3413	多目的ホール 研修室 1 ～ 4	10:00-22:00	12/29-1/3
下新城交流センター ・秋田市下新城野字前谷地 263 ・TEL 018(873)4839 ・FAX 018(873)4839	会議室(3室) 和室(2室) 調理室 体育館	9:00-21:00	12/29-1/3

施設名所在・連絡先	概要	開館時間	休館日
秋田県児童会館 ・秋田市山王中島町1-2 ・TEL 018(865)1161 ・FAX 018(865)1110	<ul style="list-style-type: none"> ・子ども劇場(578席) ・会議室 ・工作ルーム ・多目的ルーム ・音楽室 	[受付時間] 9:00-17:00 [貸出時間] 子ども劇場 9:00-22:00 その他 9:00-17:00	月曜日 (休日の場合は翌日) 12/29-1/3
秋田総合生活文化会館・ 美術館(アトリオン) ・秋田市中通二丁目3-8 ・TEL 018(836)7803 ・FAX 018(836)7868	<ul style="list-style-type: none"> ・音楽ホール(700席) ・ミニコンサートホール/ 第1練習室(100席) ・第2練習室(65㎡) ・第3練習室/ オルガン練習室(25㎡) ・音楽研修室(24名収容) ・美術展示ホール(650㎡) ・第3展示室/研修室(292㎡) ・多目的ホール(252㎡) ・イベント広場(216㎡) 	[受付時間] 9:00-17:30 [貸出時間] 9:00-22:00 ※展示ホール、 展示室 9:00-20:00	12/29-1/3、 音楽ホールは 水曜日も休館 (休日の場合は 前日又は翌日)

(注) 施設の点検作業等により、臨時休館する場合があります。

市民サービスセンター	多目的ホール	地域文化ホール	体育館	和室	洋室	音楽室	調理室	陶芸工作室	子育て交流ひろば	読書室
秋田市中心市民サービスセンター ・秋田市山王一丁目1-1 ・TEL 018(888)5644	○			○	○	○	○	○	○	
秋田市東部市民サービスセンター ・秋田市広面字釣瓶町13-3 ・TEL 018(853)1039	○	○		○	○		○	○	○	○
秋田市西部市民サービスセンター ・秋田市新屋扇町13-34 ・TEL 018(888)8080	○			○	○	○	○	○	○	
秋田市南部市民サービスセンター ・秋田市御野場一丁目5-1 ・TEL 018(838)1211	○	○		○	○		○		○	
秋田市南部市民サービスセンター [別館] ・秋田市牛島東六丁目4-5 ・TEL 018(853)5727	○			○	○	○	○	○		
秋田市北部市民サービスセンター ・秋田市土崎港西五丁目3-1 ・TEL 018(845)2261		○	○	○	○	○	○	○	○	
秋田市河辺市民サービスセンター ・秋田市河辺和田字北条ケ崎38-2 ・TEL 018(882)5221		○		○	○				○	
秋田市雄和市民サービスセンター ・秋田市雄和妙法字上大部48-1 ・TEL 018(886)5511		○		○	○		○		○	

4 条例等

○秋田市文化振興条例

昭和58年3月15日

条例第4号

さわやかな公園都市をめざす秋田市民は、同時に真と美を探究する心の豊かさの充実を求めてやまない。そして、真と美に反映する思いやりの精神と健康な身体をもって築く市民文化は、秋田市民にとって人間成長の輝く指標である。

秋田市は、この香り高い文化の理想を追求する市民精神の高揚を期して、ここに秋田市文化振興条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、市民の文化の育成と向上を図り、本市の文化の振興に資することを目的とする。

(対象)

第2条 この条例は、芸術、学術および広く市民の文化向上のための諸活動を対象とする。

(市民および市の役割)

第3条 市民は、この条例の目的を達成するため、次の各号の事項をすすめる役割を担う。

- (1) 自主的な郷土の市民文化の推進と創出
- (2) 文化的な郷土のまちづくり推進への参加
- (3) 優れた郷土の伝統文化の伝承

2 市は、この条例の目的を達成するため、次の各号の事項をすすめる役割を担う。

- (1) 文化の推進にあたっての場、機会、情報の市民への提供
- (2) 市民との共同による文化的視点に立った郷土のまちづくりの推進
- (3) 市民の協力による優れた郷土文化遺産の保存、育成と次代への継承
- (4) 本市の文化の振興に貢献する市民への奨励

(文化振興審議会)

第4条 市長の諮問に応じ、本市の文化振興について調査審議するため、秋田市文化振興審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、文化振興に関する重要事項について、市長に意見を述べることができる。

(文化振興基本方針)

第5条 市長は、文化振興に関する基本的施策に係る方針（以下「文化振興基本方針」という。）を定めなければならない。

2 市長は、文化振興基本方針を策定する際は、あらかじめ審議会の意見を聞かなければならない。

3 前項の規定は、文化振興基本方針の変更について準用する。

(表彰および助成)

第6条 市長は、第2条の規定による文化活動を行う個人および団体に対して、表彰および助成を行うことができる。

2 表彰の種類は、次の各号のとおりとし、当該各号に該当するものについて行う。

- (1) 秋田市文化章 本市の文化振興に著しく寄与したもの
- (2) 秋田市文化功績章 本市の文化行政に関し特に顕著な功績のあったもの
- (3) 秋田市文化選奨 芸術作品、学術研究により本市の文化の振興に著しく寄与したもの

3 助成の種類は、次の各号のとおりとし、当該各号に該当する研究および活動に対して行う。

- (1) 芸術助成 本市の芸術文化の向上に寄与するものと認められる研究、活動
- (2) 学術助成 本市の学術文化の向上に寄与するものと認められる研究、活動

(表彰および助成の決定および取消し)

第7条 表彰および助成は、審議会の調査審議を経て市長がその可否を決定する。

2 次の各号のいずれかに該当するものは、前条第2項の規定にかかわらず、表彰を受けるものとして決定しない。

- (1) 破産者で復権を得ないもの
- (2) 禁錮以上の刑に処せられた者(刑の消滅した者を除く。)
- (3) 前2号に掲げるもののほか、表彰を受けるものとして決定することが適当でないと認められるもの

3 市長は、第1項の規定により表彰を決定したものが前項第2号に該当するときは、表彰の決定を取り消す。

4 市長は、前項に規定する場合のほか、第1項の規定により表彰および助成を決定したものに對し疑義が生じたときは、表彰および助成の決定を取り消すことができる。

(委任)

第8条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、昭和58年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際、現に秋田市表彰規則(昭和25年規則第2号)第3条第2号の規定に基づき表彰を受けているものは、この条例の規定により受章したものとみなす。

附 則(平成18年3月24日条例第25号)

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

○秋田市文化振興条例施行規則

昭和58年3月30日

規則第11号

(趣旨)

第1条 この規則は、秋田市文化振興条例（昭和58年条例第4号。以下「条例」という。）第8条の規定に基づき、条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(文化振興審議会の組織)

第2条 条例第4条第1項の規定による秋田市文化振興審議会（以下「審議会」という。）は、委員15人以内で組織する。

2 審議会の委員は、文化に関し知識経験を有する者および市の職員のうちから市長が任命し、任期は2年とする。

3 審議会に委員の互選による会長を置き、会長は、会務を総理し会議の議長となる。

4 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

5 審議会に市の職員のうちから幹事若干人を置き、幹事は、その事務を処理する。

6 審議会の運営に関しこの規則に定めのない事項については、会長が定める。

(表彰の推薦)

第3条 条例第6条第2項の規定による表彰は、芸術又は学術団体の長の推薦によるものとする。ただし、市長が特に認めたものについては、この限りでない。

(助成の対象)

第4条 条例第6条第3項の規定による助成は、本市の文化の振興に著しく寄与すると認められるもので、次の各号の一に該当する場合とする。

- (1) 芸術、学術文化に関する研究、活動
- (2) 芸術、学術研究のための国内、国外研修
- (3) 市民文化の向上を図るための国内、国外交流
- (4) 文化的まちづくりを推進するための活動
- (5) 伝統、民俗文化の保存と活用を図る活動
- (6) その他市長が特に認める研究、活動

(助成の申請)

第5条 助成を受けようとするものは、申請書を市長に提出しなければならない。

2 前項の申請書の提出者は、個人にあっては本人又は本人の所属する芸術もしくは学術団体の長とし、団体にあってはその長とする。

(表彰および助成の決定通知)

第6条 市長は、表彰および助成を決定したものに對しその旨を通知するものとする。

(表彰および助成の方法)

第7条 表彰は、表彰状を授与して行うほか、金品を併せて授与することができる。

2 助成は、助成金の交付およびその他をもって行うものとする。

(待遇)

第8条 秋田市文化章又は秋田市文化功績章の表彰を受けたものに対しては、次に掲げる待遇をする。ただし、これらの表彰を受けたものが団体である場合は、第4号に掲げる待遇をしない。

- (1) 事績の告示
- (2) 表彰者名簿への登録
- (3) 市の儀式および公式行事への招待
- (4) 市の公の施設の利用に係る優待証の贈呈

2 秋田市文化選奨の表彰を受けたものに対しては、次に掲げる待遇をする。

- (1) 事績の告示
- (2) 市の儀式および公式行事への招待

(追彰)

第9条 条例第6条第2項の規定に該当する者が死亡したときは、表彰状等をその遺族に贈り、追彰することができる。

(表彰の期日)

第10条 表彰は、文化の日に行う。ただし、市長が特に必要と認めるときは、この限りでない。

(助成の調査および報告)

第11条 市長は、助成を行ったものに対し必要な調査を行うことができる。

2 助成を受けたものは、事業の完了後速やかに事業完了報告書を市長に提出しなければならない。

(取消しの適用等)

第12条 条例第7条第4項の規定による取消しの適用は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

- (1) 表彰を受けたものとしてふさわしくない行為があったとき。
- (2) 申請書等に虚偽の記載があったとき。

2 市長は、条例第7条第3項又は第4項の規定により表彰又は助成の決定を取り消したときは、表彰状等および助成金を返還させることができる。

3 市長は、表彰を受けたものに表彰を受けたものとしてふさわしくない行為があったときは、その待遇を停止することができる。

(委任)

第13条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

(申請書等の様式)

第14条 この規則において規定する申請書等の様式は、別に定める。

附 則

この規則は、昭和58年4月1日から施行する。

附 則（昭和58年12月8日規則第27号）

この附則は、公布の日から施行する。

附 則（平成10年8月26日規則第32号）

この附則は、公布の日から施行する。

附 則（平成12年3月24日規則第2号）

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成18年3月30日規則第13号）

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

○秋田市文化財保護条例

昭和36年7月5日

条例第23号

(目的)

第1条 この条例は、文化財保護法(昭和25年法律第214号)第182条第2項の規定に基づき、秋田市(以下「市」という。)の区域に存する文化財のうち、同法および秋田県文化財保護条例(昭和50年秋田県条例第41号)の規定により指定を受けた文化財以外のものとして市にとって重要なものについて、その保存および活用を図り、もって市民の文化的向上に資するとともに、地方文化の進歩に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例で「文化財」とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 有形文化財(建造物、絵画、彫刻、工芸品、書跡、典籍、古文書その他の有形の文化的所産で市にとって歴史上又は芸術上価値の高いもの(これらのものと一体をなしてその価値を形成している土地その他の物件を含む。)ならびに考古資料およびその他の学術上価値の高い歴史資料をいう。)
- (2) 無形文化財(演劇、音楽、工芸技術その他の無形の文化的所産で市にとって歴史上又は芸術上価値の高いものをいう。以下同じ。)
- (3) 民俗文化財(衣食住、生業、信仰、年中行事等に関する風俗慣習、民俗芸能、民俗技術およびこれらに用いられる衣服、器具、家屋その他の物件で市民の生活の推移の理解のため欠くことのできないものをいう。以下同じ。)
- (4) 記念物(貝塚、古墳、城跡、旧宅その他の遺跡で市にとって歴史上又は学術上価値の高いもの、庭園、橋りょう、峡谷、海浜、山岳その他の名勝地で市にとって芸術上又は観賞上価値の高いものならびに動物(生息地、繁殖地および渡来地を含む。)、植物(自生地を含む。)および地質鉱物(特異な自然の現象の生じている土地を含む。)で市にとって学術上価値の高いものをいう。)

(文化財保護審議会)

第3条 秋田市教育委員会(以下「委員会」という。)の附属機関として、秋田市文化財保護審議会(以下「審議会」という。)をおく。

- 2 審議会は、市の区域内に存するすべての文化財の保存および活用に関し、委員会の諮問に応じ、意見を具申しおよびこのために必要な調査研究を行う。
- 3 審議会の委員は、10人以内とし、委員会が委嘱する。
- 4 審議会の委員の任期は、2年とする。ただし、補充された委員は、他の委員の任期満了まで在任する。

(指定)

第4条 委員会は、市の区域内にある文化財のうち、重要なものを市指定文化財に指定することができる。

2 前項の指定をする場合には、委員会はあらかじめ指定しようとする文化財の所有者および権原に基づく占有者(以下「所有者等」という。)の、無形文化財および民俗文化財については、その保持者およびその保存にあたっている者(以下「保持者等」という。)の同意を得なければならない。

(解除)

第5条 委員会は、市指定文化財が、その価値を失ったと認めたとき、又は特別な理由があると認めたときは、その指定を解除することができる。

(告示および通知)

第6条 委員会は、第4条第1項の規定による指定又は前条の規定による解除をしたときは、その旨を告示し、かつ当該文化財の所有者等又は保持者等に通知しなければならない。

(所有者等の管理義務および代理者)

第7条 市指定文化財の所有者等又は保持者等は、この条例ならびにこれに基づく委員会規則に従い、当該市指定文化財を管理しなければならない。

2 市指定文化財の所有者等は、特別の事情があるときは、自己に代り当該市指定文化財の管理するもの(以下「代理者」という。)を選任することができる。

3 代理者には、第1項の規定を準用する。

(届出事項)

第8条 市指定文化財の所有者等又は保持者等もしくは代理者(以下「管理者」という。)は、次の各号の一に該当する場合は、すみやかにその旨を委員会に届け出なければならない。

(1) 市指定文化財が滅失、き損又は紛失したとき。

(2) 管理者の変更又は氏名、名称もしくは住所の変更があったとき。

(3) 市指定文化財の所在の場所を変更したとき。

(4) 市指定文化財を修理復旧しようとするとき。

(5) 市指定文化財の保存に重大な支障をきたすおそれがあると認められたとき。

(管理又は修理の補助)

第9条 市指定文化財の管理又は修理につき多額の経費を要し、管理者がその負担に堪えない場合、その他特別の事情がある場合には、委員会は、その経費の一部にあてるために、予算の範囲内で補助金を交付することができる。

2 前項の補助金を交付する場合において、委員会は、必要な条件を付することができる。

(現状変更の制限)

第10条 管理者は、市指定文化財の現状を変更し、又はその保存に影響をおよぼす行為をしようとするときは、あらかじめ委員会に協議しなければならない。

(公開)

第11条 委員会は、市指定文化財の管理者に対し、当該市指定文化財の公開を勧告することができる。

(報告および調査)

第12条 委員会は、必要があると認めるときは、当該文化財の現状又は管理について報告を求め、又は調査することができる。

(委任規定)

第13条 この条例の施行について必要な事項は、委員会規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(河辺町および雄和町の編入に伴う経過措置)

2 河辺町および雄和町の編入の日前に河辺町の文化財の保護に関する条例(昭和51年河辺町条例第11号)および雄和町文化財保護条例(昭和51年雄和町条例第22号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則(昭和52年3月30日条例第15号)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正前の秋田市文化財保護条例(以下「旧条例」という。)第4条第1項の規定により、指定されている秋田市指定文化財のこの条例による改正後の秋田市文化財保護条例(以下「新条例」という。)の適用については、旧条例第2条第1号の有形文化財のうちその他の有形の文化的所産としてきた史料は、新条例第2条第1号の歴史資料と、旧条例第2条第2号の無形文化財および旧条例第2条第3号の民族資料は、新条例第2条第3号の民俗文化財とみなす。

附 則(平成16年11月15日条例第68号)

この条例は、平成17年1月11日から施行する。ただし、第1条および第2条の改正規定は、同年4月1日から施行する。

○秋田市文化振興審議会

秋田市文化振興条例第4条に基づき、市長の諮問に応じ、本市の文化振興について調査審議するため、秋田市文化振興審議会が設置されています。

1 主な所掌事務

(1) 文化振興基本方針の策定および変更に関する意見

(2) 表彰に関する調査、審議

【表彰の種類】

① 秋田市文化章

本市の文化振興に著しく寄与したもの

② 秋田市文化功績章

本市の文化行政に関し特に顕著な功績のあったもの

③ 秋田市文化選奨

芸術作品、学術研究により本市の文化の振興に著しく寄与したもの

(3) 助成に関する調査、審議

【助成の種類】

① 芸術助成

本市の芸術文化の向上に寄与するものと認められる研究、活動

② 学術助成

本市の学術文化の向上に寄与するものと認められる研究、活動

2 委員

委員は、秋田市文化振興条例施行規則第2条において15人以内、任期は2年となっています。第2次秋田市文化振興ビジョン策定時の委員は、次のとおりです。

	氏名	役職等
1	【会長】 青木隆吉	元秋田公立美術工芸短期大学産業デザイン学科教授 一般社団法人秋田県芸術文化協会顧問
2	【会長職務代理者】 四反田素幸	国立大学法人秋田大学名誉教授
3	石井令人	日本放送協会秋田放送局長
4	一関敏彦	一般財団法人秋田市体育協会副会長
5	大谷有花	公立大学法人秋田公立美術大学准教授
6	京極雅幸	あきた文学資料館副館長
7	寺田美恵子	一般社団法人秋田市文化団体連盟相談役兼理事
8	那波三郎右衛門	秋田市の文化を育てる市民の会会長
9	水澤聡	秋田商工会議所専務理事
10	渡辺歩	株式会社秋田魁新報社文化部長
11	鎌田潔	秋田市副市長

○第2次秋田市文化振興ビジョン策定庁内委員会

第2次秋田市文化振興ビジョンの策定に当たり、第2次秋田市文化振興ビジョン策定庁内委員会を設置し、庁内においてビジョンの策定に必要な協議、調整等を行いました。

1 所掌事務

- (1) ビジョンの策定に係る協議および調整に関すること
- (2) ビジョンの案の作成に関すること
- (3) 前各号に掲げるもののほか、ビジョンの策定に必要な事項に関すること

2 委員

文化施設や第1次秋田市文化振興ビジョンにおいて具体的に事業に取り組んでいる部局、総合的な文化施策の推進に関連する部局により構成しています。

委員長	観光文化スポーツ部次長
副委員長	文化振興課長
委員	デジタル化推進本部参事 文書法制課長 企画調整課長 都市間交流担当課長 観光振興課長 秋田城跡歴史資料館事務長 千秋美術館事務長 赤れんが郷土館事務長 民俗芸能伝承館事務長 佐竹史料館事務長 文化会館事務長 生活総務課長 福祉総務課長 産業企画課長 建設総務課長 都市総務課長 教育委員会総務課長

○第2次秋田市文化振興ビジョンの策定経過

令和2年7月～

- 文化団体等へのアンケート調査
- 第1次秋田市文化振興ビジョンの検証

第2次秋田市文化振興ビジョンの策定の考え方等

①策定の考え方、②構成、③検討体制、④策定スケジュール

令和3年6月

- 第1回秋田市文化振興審議会
- 秋田市議会教育産業委員会
- 秋田市教育委員会

7月

- 秋田市文化振興ビジョン策定庁内委員会

第2次秋田市文化振興ビジョン（素案）

8月

- 第2回秋田市文化振興審議会

9月

- 秋田市文化振興審議会委員からの個別意見聴取
- 秋田市文化振興ビジョン策定庁内委員会委員からの個別意見聴取

第2次秋田市文化振興ビジョン（原案）

11月

- 秋田市文化振興審議会委員への送付、意見聴取

12月

- 秋田市議会教育産業委員会
- 秋田市教育委員会
- パブリックコメント（12月17日～1月17日）

第2次秋田市文化振興ビジョン（最終案）

令和4年3月

- 秋田市議会教育産業委員会
- 秋田市教育委員会
- 第3回秋田市文化振興審議会

第2次秋田市文化振興ビジョン策定

秋田市文化振興ビジョン

令和4年3月発行

編集・発行 秋田市観光文化スポーツ部文化振興課

〒010-8560 秋田市山王一丁目1番1号

電話 018-888-5607 FAX 018-888-5608

<https://www.city.akita.lg.jp/>

創

生

未

創

造